

第506回（定例）福崎町議会会議録

令和4年12月14日（水）

午前9時30分開議

○令和4年12月14日、第506回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
		12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員 1名

5番 河嶋重一郎

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第1号	6番	牛尾雅一	(1) 誰もが住みよい暮らしやすいまちづくりについて
			(2) 持続可能な農業生産について
第2号	13番	竹本繁夫	(1) 物価高騰の支援対策について
			(2) 少子高齢化対策について
			(3) 新型コロナ対策について
第3号	3番	大塚記美代	(1) コロナでさらに困窮に陥ったシングルマザーへの支援について
			(2) 認知症の人が増えることに対する対策

- |       |     |     |     |                                       |
|-------|-----|-----|-----|---------------------------------------|
|       |     |     |     | について                                  |
|       |     |     |     | (3) L G B T Q + に対する、支援はどうなっているのか     |
| 第 4 号 | 2 番 | 石 川 | 治   | (1) 名誉町民 吉識雅夫先生の顕彰について                |
|       |     |     |     | (2) 中学校休日の部活動地域移行について                 |
|       |     |     |     | (3) 学校施設等長寿命化計画におけるバリアフリー化について        |
| 第 5 号 | 1 番 | 三 輪 | 一 朝 | (1) こども家庭庁の創設、こども基本法の施行にともなう本町の対応について |
|       |     |     |     | (2) 空き家対策について                         |
|       |     |     |     | (3) 諸物価高騰と福崎町各種事業補助金交付規則について          |

## 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
 ただいまから、本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は 13 名でございます。  
 定足数に達しております。  
 なお、本日の会議に、河嶋議員から欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。  
 それでは、これより本日の日程に入ります。  
 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 は一般質問であります。  
 1 番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。  
 質問の項目は  
 1、誰もが住みよい暮らしやすいまちづくりについて  
 2、持続可能な農業生産について  
 以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 皆様、おはようございます。議席番号 6 番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。  
 さて、早いもので今年も師走となり、日増しに日が短くなり、寒さも厳しくなってきました。世間では、物価上昇で生活が圧迫され、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行も懸念されています。そんな中で、サッカーワールドカップ日本代表の活躍が日本中を元気づけてくれました。その感動や勇気に感謝しながら一般質問をさせていただきます。  
 まず最初に、誰もが住みよい暮らしやすいまちづくりの推進に向けて、空き家問題や自治会の問題を中心にお尋ねいたします。  
 近年、人口減少や少子高齢化が進み、住宅関係の様々な問題が指摘されています。例えば、福崎町内でも各地域で、各地区で空き家が目立つようになってまいりました。防犯や防災の観点から、空き家の増加を心配される声も聞きますので、

空き家対策について、お尋ねしたいと思います。

そもそも、行政における空き家の定義とはどのようなことなのでございましょうか。

まちづくり課長 空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらでは、第2条におきまして、空家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうというふうにされております。

牛尾雅一議員 何年以上住んでいないとか、使われていないとか、そういうふうな項目はないんでしょうか。

まちづくり課長 何年住まれていないから空き家とか、そういうものはございません。

牛尾雅一議員 分かりました。私も自治会で区長さんが町に報告されるときに、新たに空き家になったような家があるとかというのを報告するのでということをよく言われとんですが、自治会のほうから、そういうふうな空き家になってるというふうなことは、毎年報告があるんでしょうかね。

まちづくり課長 毎年、自治会にお願いいたしまして、空き家の情報等を調査させてはいただいております。

牛尾雅一議員 地域によって違うんですが、空き家が近年増加しております。その増加の原因というんですか、それらについて、町としてはどのように分析をされておりますでしょうか。

まちづくり課長 今言われていますのは、空き家が発生、または増加する要因につきましては、一般的に様々な理由があるというふうに思われますので、ちょっと一口で言い表すことはできないんですけど、例えば、人口減少、それでありましてとか、よく言われています調整区域では住宅の売買に対して規制や制約があるとか、そういったことも要因の一つになっているのではないかと推測しております。

牛尾雅一議員 増加して、いろんところで、議会の委員会とか、そういうところで約300軒近く、今、福崎町内で空き家があるというふうに聞いておりますが、それで合ってますか、数というんですか、空き家の数は。

まちづくり課長 このたびの一番新しい情報では、令和4年9月末現在で、今、福崎町内の空き家は362軒というふうに把握しております。

牛尾雅一議員 私が聞いておったときよりまた増えているというふうな感覚です。空き家がすごく増えているんですけど、それで、空き家を有効活用するために空き家バンクがあるんですが、その登録件数、また、売買成立などの近年の実績というんですか、それはどのようになっておるんでしょうか。

まちづくり課長 今言われました福崎町空家等情報バンク、こちらは平成28年度から運用させていただいておりますが、令和4年11月まで、現在までの登録件数は41件ございました。そのうち成約は20件となっております。

牛尾雅一議員 今、41件、当初、平成28年からということでもございまして、今、近々のも入れまして362軒の空き家が存在するというところでございまして、空き家バンクを利用されるというんですか、それを活用される方が非常に少ないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その空き家の所有者の方に、町として空き家バンクの登録を紹介するとか、そういうふうなことはされていないんでしょうか。

まちづくり課長 空き家をお持ちの方に対しまして、そういった空き家バンクへの紹介というものは、今現在は直接は行っておりません。

牛尾雅一議員 その空き家バンクの利用があまり今伸びていないんじゃないかというふうに、私は感覚で思うんです。その空き家バンクに登録したからといってすぐに売買が

成立するとか、そういうふうなこともたまにはあると思うんですが、なかなかまれないので、空き家バンクが伸びないというのは、物件というんですか、登録される物件に魅力がないとか、地理的な条件、課長も言われましたように調整区域では購入するに当たっているいろんな制約があったりするんで、そういうところも関係しとるかと思うんですが、空き家バンクの利用を伸ばしていただくということが空き家の解消に直結すると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それで、その空き家を登録された方が価格を設定、価格を提示されておりますけれども、この価格の設定というのはどのように決められておる、個人が決められるのか、町の、ある程度地域でこれくらいの、まあいうたら相場というんですか、そういうふうなある程度の情報を登録者に与えられているのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 空き家バンクに登録していただく際に、希望価格については記入していただくことになってございます。価格設定につきましては、所有者、申込者で行われる場合もありますし、例えば、媒介の不動産業者を介されることもありますので、そちらと相談の上、決定されているのは多いのではないかとこのふうには考えております。

牛尾雅一議員 私の知り合いも登録を一回させてもらって、自分が昔すごくいい材料を使って造った家なんで、古くなっても所有者の人にしたら値打ちがある家なんで、年数はたつとつてもということで、往々にして所有者の方が決められるというんですか、高く設定をされる方が多いんじゃないかというふうには想像はするんです。長年空き家バンクに登録して売買成立とならなかつたら、価格を、これはやっぱり高過ぎるんじゃないかということで下げられるというふうなことが起こってくると思うんですね。そういう場合、価格を下げられたら当然公表もされますが、価格を下げるというふうな相談という、そういう場合のときに、最初1,000万円を表示というんですか、登録されてまして、いやこれもう売れそうにないとか、年数によりまして、また世間の事情も変わってきますんで、価格を、極端に言ったら半分ぐらいでもいいとかなんとかいうふうなことを、登録された方が町に変更の申出をされるような場合でしたら、はっきりと500万円ということをおっしゃればホームページに提示されるんですけど、そのような話がありましたら、自治会の方にしたら、やはり1,000万円では地元の自治会の人にはよう買う気はないんだけど、もし半額ぐらいでしたら買ってもいいわというふうにおっしゃられる方もあるというふうには思います。現に、ほかの地域ですけど、こんなに安くほかの人に売らんやったら村の人に最初に言ってくれたらよかったのにとというようなことを、福崎町ではございませんよ、ほかのところで聞きました。ですので、そういう情報を村というんですか、各自治会の区長さんは、村の中で、この家はちょっと狭くて、息子さんとかの関係でもうちょっと広いところをということをおっしゃるといことを知ってってんで、村のほうに情報を流していただくというふうなことは無理なことなんでしょうか。

まちづくり課長 空き家バンクに登録されている物件につきまして、実際の売買というんですか、交渉というんですか、それにつきましては、役場は直接参加してございません。ですので、空き家バンクに登録してある物件の値段からさらに下げられているとかというの、申請者から届出がありましたら、その都度新しい価格には更新はしていきますが、それ以外ではお金がどうなっているのかというのとはつかみようがございませんので、その都度、例えば、自治会にお話ということだったんですけど、役場ではそこまではできないというふうには思います。

牛尾雅一議員 自治会に他の地域から移住される方も、いい方ばっかしと思っておりますが、田舎

というんですか、自治会なりではですね、気の合うというんですか、気心の知れた、同じ近隣、また同じ自治会の人をそれを活用してもらえたら、後々のことというように、皆思っと思ってんで、そういうふうになればと思いましたが、今その課長の説明では、なかなかそういう立ち入ったところというんですか、事前にきちっと価格を提示されたらホームページに載せてもらえると。そしたら、ホームページをいつも、家を買いたいとか、そういう方も常に見ておられないんで、自治会の区長さんをはじめ、またそういう方も常に見ておられないんで、価格が半分にもしなってホームページに載せられましたら、その案内というんですか、その情報を流していただいたらと思いますが、それは無理でしょうかね。

まちづくり課長 実際、役場のほうで、地元のどの方、または近隣のどの方がその住宅に興味を持たれている、購入されているというのは分かりませんので、その都度情報を役場から発信するというのは、ちょっと難しいかなと思っております。どうしてもというのであれば、各自治会で気になる物件があらわれるのであれば、ほとんどの方は媒介業者を決定されております。それがホームページのほうにも業者名を公表させていただいておりますので、そちらに前もってご相談いただくのがいいのではないかとこのように思います。

牛尾雅一議員 よく分かりました。そういうふうに分かれましたら、課長が言われましたように、私、教えるというんですか、そういうふうに分かれましたらというふうなことをアドバイスしたいと思っております。そういう空き家を少なくして、移住とか、また村の活力の維持のためにも空き家対策は大変大事と思っております。

空き家を改修というんですか、リノベーションを、もし購入される方は、それに対する経済的支援というものがありましたら、町とかにありましたら、購入される時の後押しというんですか、それにもつながると思うんですけど、町としては改修とかリノベーションの経済的支援はあるのでしょうか。

まちづくり課長 今言われました空き家に特化したような個人で売買した改修等の補助制度はございません。ただ、空き家のみならず住宅等を町内の施工業者、こちらを利用して修繕等をしていただいた場合には、産業活性化緊急支援事業などがございますので、そちらを活用していただくことはできます。

牛尾雅一議員 そうしますと、その空き家を買われて、福崎町に移住、住民票を移されて、その時点で活用できるということでございますね。

まちづくり課長 そうでございます。

牛尾雅一議員 それと、同じようにその空き家を改修というんですか、レストラン等で起業される、移住される方がおられると思います。最近でもおられます。そしたら、レストランを起業するというところで、設備を先にしてしまわなくて、自分で自分でされますと、その支援を受ける、そういうふうなものはメニューに載らないと思うんで、起業される方が移住者として登録もされて、福崎町に住民票を置かれて、そうする方が改装というんですか、そういうときには、今の言われるそれは活用できるということでございますね。

地域振興課長 古民家カフェとか、そういうもので創業される方についてでございますか。その場合の方々につきましては、中小企業庁の創業補助金制度というものがございます。ただ、福崎町ではそのような町独自の制度はございません。

先日なんですけれども、商工会との行政懇談会の中でもそのような要望がございました。それを受けまして、支援策について、町のほうで今検討しておるところでございます。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひします。そうして古民家なり空き家を活用して、そういうレストランなりそういう施設を造っていただきますと、近隣の人の憩いの場の提供と

いうことで、地域のつながりとか、高齢者の方だけと違いますが、みんなのつながりというんですか、そういうふうな場にもなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、所有者の方とか相続人の方が維持管理を放棄された物件で危険性の高い場合は、行政代執行で解体ということをよく聞きますけれども、その行政代執行が行われるようなことがないように、空き家バンクに早い段階で登録していただき、安い価格でも所有権移転ができれば、行政代執行に至らなくて済むと、町のお金、それが発生しませんので、そういう取組が大事と思うんですけれども、今もなかなか、460軒あって40件しか登録がないということなんですけど、重なった質問なんですけど、空き家バンクの登録をぜひしていただけるような対策というんですか、それを考えていただきたいなというふうに思ひます。

空き家が増加する一方で、田舎暮らしに魅力を感じて、地方への移住者の方も一定数あるようでございます。都市部から来られたときに、移住はされたんですけども、またずっと長い定住につながらずに、短期間でまた他の地域にまた移住というんですか、そういうこともあると聞きます。と申すのは、移住される方のイメージというんですか、その地域に入られた場合に、自治会のいろんな行事とか、出役とか、そういうふうなことが事前によく分かってなくてとかいうこともあると思うんですけど、移住者の人のために空き家バンクの取組の中で自治会の情報とかそういうことを、町の行政サービスのことも含めてなんですけど、紹介というふうなことの取組というんですか、どのようなものがあるんでしょうか。

地域振興課長 移住定住の相談フェアがござひます。そこに町から参加しまして、住みよいまちとしてPR活動を行っているところでござひます。令和2年8月に雑誌AERAで、コロナ時代の移住先ランキングが特集されまして、福崎町は近畿地区1位となりました。そして、今年の10月下旬に大手不動産会社が行ったアンケートでは、まちの幸福度ランキング2022兵庫県で、福崎町が第1位となっております。福崎町は、衣食住に困らず生活できる、仕事があるなどの意見が寄せられて、町民の皆様が幸福を感じる条件がそろっているまちとして高い評価をもらっております。子ども、若い世帯、高齢者が生き生きと暮らせる住みよいまちであり、安心・安全なまちづくりを進めているところでござひます。

牛尾雅一議員 今すごいすばらしいお話を、以前も町長もされましたが、聞かせていただきました。その情報を、移住を考えておられる方が関心を持って情報を見てもらっておりますら、わざわざいろんな福崎町のほうから行政のサービスの情報とかを別に出してなくても、それが一番の情報かと、今の1位になっておられるいうことで、と思ひます。自治会の情報を出すというの、話が成立というんですか、決まってからのことがほとんど、多いと思ひます。自治会に、区長さんに挨拶に来られたら、村ではこういうことで、年間こういう行事でとかなんとかという説明を、その時点でされるのが常じゃないかというふうにも思ひます。なかなか事前にな、移住されるかどうか分からない状態のときにそこまでの接点もなかなかないと思ひますので、そういうことで、課長も言われました、福崎町が近畿ナンバーワンの情報、それが一番の情報かなとも思ひます。

続きまして、自治会での移住とかで加入していただく方が減少しますと、自治会の衰退にもつながる。福崎町、自治会の地権者の方がそこらから帰って来られてが一番いいんですけど、そうばかりはいきませんので、都会の方が、農業したい方とか、自然環境がいいので住みたいとかというふうな方で自治会の人口が増えるということが、自治会の活力維持のために大変大事なことと思ひます。ですので、空き家対策も含めまして、そういうふうに移住者が増えるような対策をま

たこれからも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の項目の、持続可能な農業生産ということで、農業政策について、お尋ねしたいと思ひます。

人口減少や少子高齢化が進む中で農業については、農地の維持管理や担い手の育成など、様々な課題がございます。町の産業の一つとして、農業の生産性を高め、持続可能なものにしていく必要があると思ひます。近年、農業関係の法制化案件といたしまして、本年5月に農地関連法が成立し、現行の人・農地プランを地域計画として法制化するということが大きな話題になっております。この制度について、ご説明をお願いいたします。

農林振興課長 これまで地域での話し合いにより、集落において人・農地プランを作成し、実行していただけてきましたが、国では、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題とし、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、その計画を実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法等の改正を令和4年5月に行いました。これまで、地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地集約化等の実現に向け、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、農地を含め地域農業をどのように維持発展していくか、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合い、地域計画を策定することが法定化されております。

具体的には、地域計画における協議内容としましては、10年後に目指す地域の農地利用の目標地図を作成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、農用地の集積・集約化の取組、農業施設の整備に関する取組、農作業委託等の活用方針などを協議し、記載することとなっております。

牛尾雅一議員 丁寧に説明をいただきまして、非常に内容が濃いものでして、100%、今、理解もしてないんですが、地域計画では、将来の農地の受け手を明確にして、それに沿って農地を集約して、将来の農業につなげるという取組でございます。農地の担い手の方につきましては、新規就農者を増やすということが非常に大事なことなんですけど、既存の、今までずっと各村というんですか、農地を守ってこられた生産者の方にも継続していただくことが大事と思うんですけど、矛盾するようなことの話なんですけど、新規就農者の方には手厚い補助金もございますが、既存の生産者の方にはあまりないように思うんです。ですので、この差を埋めましたら、大規模に集約できないとかいろんなことが矛盾するんですが、現時点で既存の生産者の方に何かの支援策はないんでございませうか。

農林振興課長 新規就農者の方には手厚い補助金があるというお話ですが、新規就農者には年齢等の条件がありまして、経営確立を目指すべく農業機械や施設のまとまった購入など相当費用が必要なため、国では、農業次世代人材投資事業交付金で年間150万円の助成が行われているところであります。

既存の生産者の方、認定農業者等につきましては、一定の農業機械、設備等が整っているものとして、国等の支援につきましては、将来の農業の在り方を、人・農地プランを策定した集落において、中心経営体である農業者等が農地集約を進めて経営面積を増やしていく。あるいは、生産の効率化を図り、収益を向上していくといった目標のために必要となる機械導入に対してでありましたり、水

稲から麦や大豆への栽培に転換を図る農業者の方が必要となる営農技術の導入や機械施設の導入に対しても、生産性の向上や地域の後継者不足等の解消につながるという、このような取組を行う農業者の方へ支援がなされておりますので、農業者の方自らがどのような取組が行えるのかを検討していただきたいと思っております。その上でご相談がございましたら、県などと連携して支援をさせていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 非常にいい回答というんですか、いいアドバイスをいただきまして、またそういうふうな方に聞かれましたら、そのように伝えたいというふうに思います。

農地中間管理機構というんですか、農地バンクで登録というんですか、それは福崎町におきましては、町が思われてる想定のような実績は上がったんでしょうか。

農林振興課長 農地中間管理機構（農地バンク）は、制度上、農地を買い手が提出された借受希望内容と、農地を貸したい人が提出する貸出希望内容を基にマッチングし、仲介を行うこととされております。当町におきましては、令和4年12月での農地中間管理機構の活用実績を言いますと、活用集落が9集落となっておりまして、貸付面積は159万5,596平米となっております。

牛尾雅一議員 ということは、相当いい数字ということですね。

農林振興課長 いい数字というか、このような仕組みを利用されているという実績でございます。

牛尾雅一議員 農地でどのような作物というんですか、お米なのか、もち麦なのか、これから福崎町の名産というんですか、ふるさと納税の返礼品でもお米とかもち麦が非常にいい返礼品となっておりますが、福崎町として、これから特産品というようなことで、もち麦、お米、その辺りをどのように協議されているのかお知らせください。

農林振興課長 ご質問は、地域計画上の話でしょうか。

牛尾雅一議員 これから、将来に向けたということで。将来の名産、福崎町、今はもち麦が名産品ということですが、これからはずっともち麦が名産というんじゃないし、またほかにもそういうふうなものを目指すとか、お米を第一の福崎町の農産物の主たる生産、そういうふうなものを目指しておられるのかということ。

農林振興課長 福崎町の特産品としましては、もち麦を推しておりますが、今から行います地域計画策定の中におきましても、町が何かの作物を推奨するということはございません。また、何を栽培するか、何を作付するかというような具体的なことは、地域の皆さんで希望なりを勘案しながら考えていくものだと思っております。

牛尾雅一議員 分かりました。その地域計画策定、自治会でまたいろんな計画策定も自治会でもされると。その場合に、農業委員会の委員さんとか、JA兵庫西農協さんがメンバーに入っていて、助言とか指導をしていただければスムーズに、自治会内での地域計画の策定とかもスムーズに行くと思うんですけど、その辺りはどうなんでしょうかね。

農林振興課長 今回の改正基盤法に明記された農業委員会の役割としましては、市町の求めに応じた目標地図の素案を作成。地域計画の策定に資するよう、地域計画区域内の農地の農地中間管理機構への利用権の設定の促進であります。取組例としましては、地域計画の趣旨、必要性を耕作者や農地所有者、担い手や地域住民に周知・啓発。農地の出し手、受け手の意向把握・情報提供。現況地図・目標地図素案の作成。地域の話合いへの参加・助言。農地の利用調整・マッチングなどあります。JAの取組例としましては、地域計画策定への意見の具申。新規就農や経営継承、労働力、農作業委託等の支援による担い手の確保・育成などで、町、農業委員会、県、JA等関係機関と連携しながら、この地域計画の策定を目指してい



きたいと思っております。

牛尾雅一議員 農業委員会さんとか、JAさんの協力を得て、計画がスムーズに進むことを願っております。

次に、商品開発や販路拡大についてでございます。先日、民生まちづくり常任委員会の行政視察で広島県世羅町を訪問いたしました。世羅町では、農業振興と観光振興の観点から、観光農園、産直市場、農産物加工グループ、集落営農、高校、農協などが連携してネットワークを構築され、生産から加工、販売までのトータル産業化に取り組んでおられました。福崎町でも同様の取組は検討できませんでしょうか。

農林振興課長 世羅町では、昭和30年代後半から、国営・県営の農地開発事業により、果樹を中心とした大規模な生産団地が整備され、野菜、畜産、花卉などの生産が加わり、広島県の主要な農業地帯として位置づけられています。基幹産業が農業であるため、歳出予算額の9%に当たる12億円程度を農林業に充てておられ、議員言われますように、他団体が連携して6次産業ネットワークを設立され、地域活性化の取組が行われています。

福崎町でも同じような取組を検討できないかということですが、世羅町と同じような取組をするということは、なかなか現実的な検討はできかねますが、地産地消や特産品の商品開発などの支援を行いながら、農業者さんの声を聞き、施策につなげていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。ぜひその前向きに、福崎町ですぐ実施できるところは取り組んでいただいて、その後は研究を、今、課長が言われましたように研究していただきまして、福崎版6次産業化を成し遂げていただきたいと考えますけれども、どうですか。

農林振興課長 日々研究して、そのように前向きに取り組んでいきたいと思っております。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、世羅町では、世羅産業創造大学という農業生産技術とか農業経営について学ぶ、2年間の農業研修制度がございました。研修費用は無料で、研修期間中の資金助成や家賃補助などの支援制度も手厚くなっております。研修生の受入先への助成金もあり、全て自主財源で対応されています。卒業者の就農定着率は約7割で、農業の活性化だけでなく、移住者増加にもつながっています。福崎町でもこうしたインターン制度の導入は検討できませんか。

農林振興課長 ひょうごの農トライアル事業（農業インターンシップ制度）がございまして、就農相談者の中で農業体験を希望する方に対しまして、短期で1日から7日及び中期で30日までの農業体験を支援する事業であります。親方農家登録をした受入農家に農業の指導をしていただき、指導料を支払います。農業体験希望者の費用の発生はございません。中播磨圏内では、14名の親方農家の登録をされている方がいらっしゃいますが、現在、福崎町で登録されている方はございません。今後、農業体験の受入れに協力してくださる生産者の方からのご希望がございましたら、姫路農業改良普及センターと連携しながら、親方農家としての育成や支援を行っていききたいと思っております。

牛尾雅一議員 今説明いただきまして、その世羅町では、農家民宿という形で、野菜の収穫とか、農業の農産物を使った料理教室とかを行って、田舎暮らしの体験が都市部の方にも人気というんですか、でございますして、そういうようなことが就農とか移住につながるきっかけになるというふうなことの説明も受けました。今、課長からの説明がありましたように、福崎町でもそういう方がありましたら、空き家、また農家の余剰の部屋を活用して、こういうふうな取組の支援につなげていただ

きたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、近年、農業と福祉というんですか、農福連携と呼ばれます農業と福祉が連携した取組がございますと聞いております。これは、障がい者の方が農業分野で活躍されることで、社会参加の実現やイメージの向上による農業経営の発展につながるものでございますが、県、社会福祉施設、支援団体などと連携し、福崎町で農福連携の事業を検討していただくことはできませんか、お尋ねいたします。

農林振興課長 この農福連携につきましては、福崎町では現在、1件実施されております。兵庫県におきまして、令和3年度から兵庫県の外郭団体である公益社団法人ひょうご農林機構に農福連携の普及啓発推進員及び農福連携コーディネーターを配置して、相談していただける窓口を開設されておりますので、当該窓口を町内の集落営農や認定農業者さんに周知することで、農福連携の啓発及び事業希望等の情報収集を図ってまいりたいと思っております。

牛尾雅一議員 ぜひそのように、障がい者の方の生きがいづくりといえますか、自己実現また社会貢献とかをされることで、そして、経済的な収入にもつながります。積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。よろしくお願ひします。

障がいのある方につきましては、農作業は非常に難しい部分もございますので、まず最初は生産物の販売の物販の仕事とか、体力的に負担の少ない農作業から始めていただきまして、そうすることで、今まで以上により多くの人に農業と関わりを持っていただくことで農業の展望が開けると私は考えておりますので、町としていろいろな取組を進めていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。

質問の項目は

- 1、物価高騰の支援対策について
- 2、少子高齢化対策について
- 3、新型コロナ対策について

以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 改めまして、おはようございます。皆さんもご存じのように、この月曜日、12日、日本漢字検定、漢字の能力検定協会の2022年度の世相を一字で表す今年の漢字が戦、戦うという字に決まりました。理由は、2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻やサッカーワールドカップの熱戦などの理由だそうですが、どうしてもこのウクライナ侵攻に対して、やはりあってはならない、戦争だけはどんな理由があろうと正当化することは本当にできかねます。私は早くこの戦争が終わってほしいなと願うものでございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、10月の臨時議会において、電気・ガス・食料品価格高騰重点支援策として、全町民に対して、町内の店舗等で使用可能な商品券、1人当たり5,000円を配布、住民税非課税世帯対象者に1世帯5万円給付する予算が議決されたところでありました。この町内で使用できる商品券、福咲スマイル商品券について、先日、私の家のほうにも冊子が届いてまいりました。12月20日から3月31日までの有効期限のものでございます。そして、この事業者の申請件数は、149店舗ということで記載されておるわけなんですけども、福崎町の全部の数は分かっていますか。

地域振興課長 先ほど議員さんが言われましたとおり、この福咲スマイル商品券なんですけれ

ども、取扱店舗の受付に対する店舗さんの申込みにつきましては、149店舗で利用できる場所になっております。全体でどのくらいの店舗さんがいらっしゃるかというのは、そこまで把握はできておりません。

竹本繁夫議員 事業者そのもの自身は、本当に小さい事業者さんから大きい事業者さんまで入っておるんで、かなりの希望の事業者さんは申込みされたんではないかなと思います。また、これに対しては、ここにも書かれていますように、町内の方、そして、事業者さんも応援できるように、そういうようなことの目的であります。何を言わんとしておるのかともしましたら、9月の消費者物価が3%上昇、これは31年ぶりの伸び率という上昇でございます。本当に昨年から物価は上がり続けております。先ほども言いましたように、これはウクライナ、要はロシアによる侵攻によって資源高、輸入物価も高止まりしておるのも、私は一因であると思っております。生活の必需品をはじめ、何でもこれは、食べ物から本当に値上がりし、家庭負担は増すばかりでございます。特に電気代は上がり、私どもは都市ガスはないわけなんですけども、都市ガスにおいても上がっております。これから冬を迎え、寒い冬を乗り越えなければならないのであります。来年4月より電気料金も30%以上値上がりすると、これも報道がありました。

そこで、いつまで続くか分からないこのような経済状況に対して、引き続き全町民に対して、このような物価高騰に対しての支援給付金の増額というんですか、私は、5,000円で金額にしたら1億円、あわせて1万円の金額の増額があってもいいのではないかなと願うものでございます。この辺はどうでございましょうか。

企画財政課長 電気・ガスの価格高騰対策につきましては、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業が、令和5年1月から始まる予定で、電気料金につきましては、令和5年1月から9月分の電気使用量に対して、低圧で1キロワットアワー当たり7円値引きされます。世帯平均では、1か月当たり400キロワットアワーの使用で2,800円の値引きとなっております。ガス代につきましては、都市ガスが対象ですが、プロパンガスは1割程度の値上げということで、国の事業の対象外となっております。

福崎町では、これまで物価高騰対策として、低所得世帯や低所得の子育て世帯に特別給付金の支給を、事業者に対しては、原油価格等高騰対応支援金、上限10万円ですが、を支給し、全住民に対しては、先ほど言われましたとおり、商品券を配布しております。この商品券の取扱店の中に町内のガソリンスタンドやガス店も入っておりますので、ご利用いただきたいと思っております。なお、原油価格等高騰対応支援金については、申請期限を令和5年2月末まで延長いたしました。今後の価格高騰に対する支援につきましては、国・県の動向も見ながら検討を行ってまいりたいと思っております。

竹本繁夫議員 1キロワット7円という措置に、答弁がありましたけれども、本当にこれだけでは収まらない、本当に諸物価が、我々住民に対してしわ寄せが来ておることだけ理解していただきたいなど、本当にそのように思っております。

次に、電気・ガスだけでなく、先ほども、物価そのもの自身が値上がりしております。農業者にとっても肥料の高騰に悩まされているところでもあります。肥料高騰対策について、農業者の農業経営の影響緩和の支援が行われているところがありますが、今現在、どのくらいの申請があったのか、教えていただきたいと思っております。

農林振興課長 J A兵庫西に問合せしましたところ、神崎管内で125件、うち福崎町内では44件の申請があったと聞いております。

竹本繁夫議員 調査していただきまして、福崎町内としては44件というお答えをいただいたわけなんですけれども、結構この事業そのもの自身は、事業者さんのところである程度、秋肥料、春肥料というところで買われて、予約とか、そういうふうにされた中で、昨年度から値上げ分は7割以上の分を物価対策として、そういう計算式になっておるわけなんですけれども、結構、大きい農業だけじゃなくて小さな小作的な農業でされるところに対しては、一つの例として、こういうような場合は支援の対象になるのかちょっとお聞かせ願いたいなど。去年は、要は肥料などを、牛ふんなどの堆肥肥料を施さなかったけれども、今年の10月に、今そういう少しでも肥料の高騰対策に対して、化学肥料をできるだけ低減させるために堆肥の購入をして、実際、小農家でございますんで、田が1反から2反ぐらいになれば1万円程度の堆肥を買っておると。そしたら、去年はゼロだったんですけども、今年はその1万円の肥料が高くついておると。そしたら、購入先がJAとか事業者さんのほうから、取扱事業者でない方からの、要は牛舎とか豚舎とか鶏舎、福崎では鶏のほうはないと思うんですけども、そういうふうな方のところから買った場合、そういうふうに激変の対策の用紙を、普通、農協さんは事業者さんでございますので、そういう様式を持っておられますけれども、そういう牛舎さんとか豚舎さんの業者さんは持っておられないと思うわけなんですけれども、そういうところの手続は可能なんですか。

農林振興課長 まず、この交付金に手を挙げられる方というのが、申請ができる農業者の方は、農産物等の販売実績があるということが前提になります。その上で、化学肥料の低減に向けた取組を二つ以上行うということが条件になっておりますので、家庭内での菜園とか、そういうようなところで使われた肥料に対しては、この交付金が出されないことになります。肥料のこと自体でいいますと、肥料法に基づき登録されたもの、届出された肥料をお使いになったかどうかという点もございます。農協とかは販売される方がたくさんおられますので、そのように申込書を持っておられると。あと、肥料等の販売事業所というのが複数人から多くの方で販売されているということであれば対象になってきますので、いろんなケースによって事情が違ふと思いますので、その辺は窓口でご相談いただければと思います。お願いいたします。

竹本繁夫議員 先ほどの課長の答弁でありましたように、詳細にわたってはまた窓口で相談させていただくということで理解したいと思います。

次に、人口減少対策について、少子高齢化対策について質問させていただきます。

福崎町においても、子育て支援をいろいろ行っておられるところであります。実際、費用と効果が検証される中、すぐに結果を見いだせないところも実際多々あると思うところがございます。私たち、住みやすいまち、子育てしやすいまち、福崎町議会としましても、あわせて目指していっておるところでございます。子育てするなら福崎町といえる、やはり福崎町を目指すところであります。

先日、総務文教常任委員会で、広島県の海田町に研修に行ってきました。合計特殊出生率は2.02と、もちろん広島県内で1番のところでございます。妊娠から出産、子育てとして、本当に応援されているものが現場ですごく感じ取られました。やはり保健師さん、また看護師さん、そして保育士さんも合わせて、その施設内で職員がおられましたのを見ましたら、やはりあらゆる相談をしても安心できるかなど、そういう気持ちで見させていただきました。もちろん、施設の中も、施設そのもの自身は教育施設であったものを子育て支援施設としてされておられましたので、そんなに新しい施設ではありませんけれども、施設の中は

幼児を育てていくのに環境もいいなど、そういうふうにしたところがございます。

一つ提案でございますけれども、その中でやはり感心させられたのが、親御さんが気兼ねなくそのセンターへ行ける、要はきっかけづくりですね。誰もが安心して子育てしていく、1人で育てることは、本当にこれはできませんので、地域の、また親御さん、そして、そういった行政の力も合わせながら支援することで、お母さんが安心して子育てに取り組めると。そこでは、年3回、これは期間は別としまして、おむつの支給事業を取り組んでおられました。そうすることによって、相談するときにおむつを支給することによってきっかけづくり、そういうふうにされておられました。私は、それが生後3か月、7か月、9か月と、1年間を通じて期間を区分けしながらできる体制もあるわけなんですけれども、いきなりこういう提案も難しいかなと思うわけなんですけれども、こういうことの実組はどう思われますか。

町参事兼ほけん年金課長 出産後の子育て相談につきましては、3か月児、4か月児、1歳6か月児などで行っております乳幼児健診の際や、それから、7か月、10か月で行っております育児相談の際に、保護者の方の育児相談を受ける機会を設けておりますし、毎月1回、保健師や栄養士が発育の育児、栄養などについて相談を受けるすくすく相談なども行っております。いつでも相談していただけるような体制を取っているところでございます。こういった乳幼児健診や育児教室、相談などにつきましては、母子健康手帳の交付時に妊婦の皆さんにお伝えしまして、いつでも気軽に保健センターへ相談していただけるようにご案内しているところでございます。そういったおむつの配布等により来ていただくということも一つの方法かもしれませんが、保健師さんとのこういった相談での、気兼ねなく来ていただけるというか、思っただけなのが大事なかなというふうには思っております。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩したいと思います。  
再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時48分

◇

議 長 会議を再開いたします。

竹本繁夫議員 一つの子育てのために相談業務を推進しやすくするために、こういったおむつの支給の一つの方法があると。本当にまちを挙げて子育てするならば、一番は若者が働く場。そして、出会いの場づくり、これは最近アプリとかよく聞かれるわけなんですけれども、そういったもの。そして、そういうことについて、先ほど同僚議員も話していました空き家対策だけじゃなくて、住宅の支援の中にも住みやすい場づくりになろうと思っております。それから、相談できる施設があり、そして、子どもができれば医療費の助成、そういうものを、数々成長する過程の中に支援があれば、大変子育てがしやすくなってくるとは思わないかなと思っております。そして、やはり子育てしていく中で、ゼロ歳から2歳においてでも1人目の場合はそんなに、1人目も負担はかかるわけなんですけれども、やはり多子世帯といいます2人目、3人目と子どもさんが増えることによって保育料がすごく経済的に負担もかかってくると思われるわけなんですけれども、そういうようなところで、今後においてそういった子育てに対しての2人目、3人目、4人目、子どもが増えれば少しでも経済的に支援ができるように、このような対応はどう考えておられるのか教えていただきたいと思っております。

学校教育課長 子育て支援ということで、令和元年10月以降、3歳児以上に関しましては無償化となっております。ゼロ、2歳児の方につきましては、現在、国の基準に基づきまして、小学校就学前の未就学児、いわゆる5歳児以下を対象に、2人目が半額、3人目以降は無償となっております、国の基準に該当しなかった方につきましては、県のひょうご保育料軽減事業を活用しまして、所得に応じて1人目から保育料の軽減を行っているところであります。

竹本繁夫議員 今、学校教育課長のほうからありましたように、3歳児以上のほうは無償化になっておるといふのを承知しておる中で、ゼロ歳から2歳に対して、福崎町では2人目、3人目に、先ほど基準では、これは所得の制限もある中で半額、また、3人目に対しては無償という回答をいただいたわけなんですけども、これをそういう所得を取っ払ってのもっと前進した回答の話は聞かせていただけないんでしょうか。

学校教育課長 今のところこの取組で進めさせていただきたいとは思っておりますが、令和元年10月からの3歳児以上の無償化に当たりまして、保育料が頂けなくなる補填といたしまして、令和元年10月から令和2年3月にかけての保育料が頂けなかった分につきましては、約6,000万円の国からの補填を頂いておりまして、それ以降も公立は交付税で、私立は給付費のほうで補填を頂いているという状況下での3歳児以上の無償化でありますので、ゼロ、2歳につきましては、今の現状で進めたいと思っております。

竹本繁夫議員 そういった理解はしていくわけなんですけども、やはり基準があるからそこで止まっておるといふことではなくて、やはり今後において、そういった先進事例もありますので、また検討してほしいなど。そうすることによって、福崎町、なるほど、先ほども住みやすい、これは衣食住を伴った全町民に対してなんですけども、やはり私ども、行く行く将来を見据えて思うことには、若い世代、子どもを産み育てやすい環境を育てていかなければ、やはり10年、20年後になったときに生まれてくる子どもが本当に少なく、福崎町の中では子どもがいないじゃないかといふことを、やはり心配するわけなんですけども、そういうことが、切れ目なく子育ての支援ができる施策を考えてほしいなど、そのように思っております。町長が施策の中で、今後、給食費のことも少し、ちらっと言われておりましたけれども、そういうことじゃなくて、結婚、要はそういうことをすることによって人口が増えていく、確実なものを願うわけなんでございますんで、一番基本となる働く場所、また、住宅がそこで住んでいける、また、子どもができれば医療費の、また、子育てができる保育料の、自分が働ける、働き続けやすくするために、そういう保育の施設があるといふことで、やはりそこには住んでよかった、住み続けれる、また、働き続けれる場所であるなといふのが一番の願いでございますんで、いきなり来年からこういう施策をするから人口が一度に増えてくる、こんなことは絶対あり得ませんので、そういう長い目で今後を考えてほしいなど、それが一つの願いでございます。

次に、今度、高齢化のほうなんですけども、11月19日に97歳の方の運転で人をはね、死亡事故の報道がありました。毎日この方は運転されていたそうでございます。自動車は、私もそうなんですけども、本当に便利なもので、自分が運転しておったら凶器というふうなものには全く思いません。でも、この凶器になるといふことは、よく人が事故を起こせば凶器であると。簡単に人をも死なす。そして、事故をやれば本当に重症化させていく、そういうものでございます。でも幾らそういう報道を受けておっても、自分はちゃんと運転できるというふうな勝手な都合をしておるところでございます。高齢者にとって運転免許証を返納し

てもよいと思えるような施策を今後考えなければならないのではないかなど、私は常々思っておるところでございます。実際、運転するメリットというんですか、やはり病院、買物など移動手段が大変車は便利でございます。そういうものをなくす、また、免許証を返すためには、考えていかなければならないことがやはりあるのではないのでしょうか。私は、このように免許証を安心して返していく、そういう機運にするためのいろいろ施策に行く前に、少しお聞かせ願いたいわけなんですけども、現在、免許証を返納されている方というんですか、住民課で直接そういう、あと何かバスの手続とか、軽減策とか、そんなに返納したから何か補助というものがあるということは思っておらないわけなんですけども、何かそういうことも含めてありましたら、教えていただきたいな、人数と。

住民生活課長 免許証の返納件数でございますが、福崎警察署に確認しましたところ、令和元年284件、令和2年224件、令和3年181件と減少しております。これは全国的にも令和元年をピークに返納件数は減少しております。新型コロナウイルス感染拡大の影響で3密になりにくい移動手段である自動車を手放さなくなった可能性が指摘されております。バスの利用料の軽減とかというのは、本町では行っておりません。

竹本繁夫議員 私も本当に免許証があつて返していこうと思ったら、なかなか車は便利なもので、本当に板挟みかなと思います。そういうことにとって、高齢者にとってこれまで暮らしてきた地域で安心して住み続けるためには、買物、病院の通院など、自由に移動、やはりそういったものが、外出するためには車は欠かせないと、これは思っております。今、福崎町でもコミュニティバスが使いやすい乗り物としてされておるところでございますけども、でも自由にそれに、買物に行って、行くときはそのものに乗っても、また、その買物したから、また病院に、そこへ行ったから、その時間帯に帰ってこれるかといったらなかなか使い勝手が悪いと。どうしても使い勝手のいい人と悪い人と、停留所の近くにある家と、そこまで行くのにもおっくうであるという方の話も聞いた中で、やはり思います。

そこで提案なんですけども、交通機関の一つとして乗合タクシーの活用。今現在は福祉タクシーとしてされておられるわけなんですけども、こういったものも合わせながら、免許証を返納した方に対して、そういったタクシーの助成券とかというのは考えられないものなんでしょうか。

福祉課長 今現在、福崎町では在宅高齢者通院支援サービス事業というものがございまして、内容は、65歳以上の方で独居または家族が運転できず、公共交通機関の利用が困難と認められる方を対象として、医療機関へ通院する場合のタクシー券を1万円配布しております。利用者は、令和4年12月現在、男性19名、女性30名の方がいらっしゃって、月1万円でございます。

竹本繁夫議員 男性19名と女性何名ですか。

福祉課長 すみません、女性30名で合計49名の利用があります。

竹本繁夫議員 福祉タクシーの説明はよく理解したわけなんですけども、そういったもの自身も免許証返納者に対して何らかの支援があれば、もう少し、それにつられて返納するという事ではないかも分かりませんが、やはり返しやすい、また、そういった考え方になるのではないかなと思うわけなんですけども、取組的にはどうお考えですか。

福祉課長 町内は巡回バス、サルビア号が走っておりまして、運転免許証を自主返納された方に対しては、免許返納月から3年間、サルビア号の無料乗車券をお渡ししております。

竹本繁夫議員 返納月から3年間ということで、ありがたいようなありがたいような期間

かなと思うわけなんですけども、基本的には、多分免許証を返納したときには、まだ返そうか返そうまいかというぐらいの年齢ぐらいのことで、ある程度自信がありながら、また、コミュニティバスでもそこまで歩いてもいいかなと。だんだん3年が過ぎ、5年が過ぎ、足腰も弱くなって、家の角先まで車が来てもらわなければ買物にもお医者にも行けないような年齢になってくる。先ほども話が出てました独居の家ならば、条件ですね、この頃家族が、身内ですね、家族がおってもなかなか一緒に乗せていってくれるような、そこまで話ができれば、家族の中でもっとしたらいいやないかという話になってくるわけなんですけども、やはりそういう遠慮もあり、自分で自由に動けるような状態が欲しいなど。そのためには、自分の家まで来てもらえる。お金もあればいいんですけども、年金暮らしでだんだん先が見えない状態で、できるだけお医者にかかる費用と食べ物、買物に行く分を始末しながらしていくんで、家までタクシーに来てもらえれば、いつも自由にタクシーが来るならば、逆にぜひたく、周りからぜひたくと言われるような見られ方もありますんで、1週間に一遍ぐらいはそういうふうなことも、お医者に通院できる機会が、安心して医療にかかれることも大事ではないかなと思うわけなんですけども、少しぐらいそういう見込みはあるんですか。助成の見込みね。

福祉課長 令和3年6月までは、高齢者の医療機関などの移動については、外出支援サービス事業というものがあまして、通院ですけど、タクシーの1割を自己負担として、残りを助成していたという事業がございました。ただし、年々費用が上昇することや、特定の人ばかりが利用されるということで、公平性に欠ける部分がありまして、先ほど申し上げましたタクシー券の支給に変更した経緯がございます。質問議員がおっしゃるように、確かに外出の機会というのは非常に大事なことだと思っております。それにつきましては、現在は町内にはサルビア号が走っております。停留所もたくさん、100か所以上ありますので、なるべくそちらを利用していただいて、通院にも利用できるよう、町内の医療機関はもとより、隣の加西市民病院や神崎病院にも行けるように、市町間の連携なども考えて行って、ダイヤを組んだりしております。不便な点もあるかと思いますが、できるだけそちらを利用していただいて、外出のそういった機会にさせていただければと現在は考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

竹本繁夫議員 大変不便と言わざるを得んわけですけども、そういった理解はしていきますけれども、やはり今後において、そういうことも含めて考えていただきたいなど。そうすることによって、やはり今、そんなに福崎町の中でも高齢者においてすごく重大な交通事故の発生件数は出ておりませんので、問題ではないかなと、私は思っておりますけれども、やはり日本全国に捉えれば、どこかの場所でそういった本当に取り返しのつかない事故も発生しておりますので、そういうことも含めて検討課題にしてほしいなと思います。

次、コロナ対策についてでございますけども、最近、感染者数の全数把握が簡略化されているため、今まで感染者数が分かっていたわけなんですけども、町別の感染者数が発表されなくなりましたので、兵庫県全体で感染者数が出ております。昨日も四千数名からすると、少し増えてきているような感じがしております。死亡者も、大阪は10人ほど出ていましたけども、兵庫県は死亡者はゼロでございましたので、日によって変わるんかなと、ちょっとそういう判断はしております。今晚から本当に寒くなり、インフルエンザの予防接種と合わせて新型コロナワクチンは、やはり対策は必要ではないかなと思っております。私もこの11月に5回目の予防接種、今、オミクロンBA.5、BA.1と



か2とかとっていろいろあるわけなんですけども、2価ワクチンに接種も切り替わって、私は受けてきました。オミクロン株もいろんな変異をしておる、名前も変わってきておるわけなんですけども、そういった、これからの予想ですけども、変わるおそれ、また今、注射のBA.5対応の2価ワクチンがどこまで効くのか、分かったら教えていただきたい。

町参事兼ほげん年金課長 世界で流行しております新型コロナウイルスの99%以上がオミクロン株となっております。日本でもオミクロンBA.5系統が感染の主流を占めています。アメリカやヨーロッパでは、BA.2系統やBA.5系統を起源とする新たな変異種による感染も広がってきておりました。日本においてもこういった変異種における流行が懸念されているというところでございます。

2価ワクチンの件でございますけども、こちらにつきましても、こういった新しい株に対する完全予防効果というものについては、どうしても下がるのではないかとこのところは専門家の方でも言われておりますけれども、もし感染した場合の重症化予防というところでは、このオミクロン株のワクチンが効果があるということによっておられますので、接種をしていただきたいということをお願いしておるところでございます。

竹本繁夫議員 この予防接種においても、副作用で倦怠感とかせきとか熱、筋肉とか鼻水とか、いろいろ症状が出ておるところで、割とインフルエンザも若い人はしない。私ら高齢者は割と感染予防のためにこういう予防接種はする傾向があるわけなんですけども、感染したときに、ちょっとお聞きするわけなんですけども、オミクロン株の種類というんですか、今のBA.5になっておるとか、1とかBA.2とかというような種類が、何にかかっているとかというものが感染者に知らされておるんですか。ちょっとお聞きしたいと思っております。

町参事兼ほげん年金課長 こちらのほうは、コロナにかかったからといって、この株が何の系統かというのは分からない状況でございます。実際、国などが行っております感染後のウイルスの調査、血液検査等によりまして統計を取っているものでございます。

竹本繁夫議員 なぜこの質問をしたかといいましたら、静岡県で変異株が2名出ておると。実際、こういう変異株を調べていこうと思ったらゲノム解析とか、ちょっとそういう専門的などころが必要になってこようということがあるわけなんですけども、やはり感染しておる人が、そういうもの、どの種類かというのを統計的に、現在、BA.5対応ということになってますんで、どのように感染した人はされておるのか知れたかたわけなんですけども、今現在は報道程度ぐらいしか理解できないということと思っております。

次に、11月にも新型コロナ感染対策として学校での学級閉鎖がありました。これはもう冬を迎えた普通のインフルエンザでもあるわけなんですけども、新型コロナ感染者が増えると予想される中、小中学校ではますますICT化の必要性が出てくるとは思います。各家庭において、接続のための家庭環境を調査、これはされたと思います。Wi-Fiルーターなどの貸出しは、学校関係的には各家庭の環境というんですか、そういうことも含めて、子どもたちは持って帰っておるときもあろうと思うんですけども、そういうものは、貸出しはあったのかどうか教えていただきたいと思っております。

学校教育課長 令和2年初め頃からのコロナ禍におきまして、GIGAスクール構想によりましてデジタル端末が配備されましたが、この間にもコロナ感染拡大による学級閉鎖を度々行ってまいりました。令和2年頃に、各家庭におけるインターネット環境について調査しましたところ、約100件で未整備であるという回答がありましたが、その後、実際にデジタル端末の持ち帰り使用をしたりする中で、各家庭

での環境整備も進み、現在では全ての家庭でデジタル端末を使える状況となっております。ということもありまして、これまでWi-Fiルーターの貸出しはありません。

竹本繁夫議員 各家庭のほうで環境整備ができておるといのは、うれしいことではありますが、費用的なものもいったであろうということでも理解しておきたいなと思います。

小中学校においてこのICT支援員の状況について教えてほしいわけなんですけども、現在、支援員は何名配置されておられるんですか。

学校教育課長 ICT支援員は、現在1名を配置しまして、午後を中心に各学校を巡回して支援に当たっております。

竹本繁夫議員 1名配置されておられるということで、各学校間でのオンライン授業や教職員間のスキルアップのための、非常に研修会やメンテナンスの支援としても各学校間で先生もそれぞれ共有されておられると思いますが、今、1名で午後、そういう活動とか支援されておるということを聞かせていただいたわけなんですけども、1名ということで増強する考え方は必要ないということ、1名で十分ということでしょうか。

学校教育課長 現在のこのICT支援員さんは、元学校の教諭の方で、かつICTにもたけているということで、午後を中心に回っておられる中で、ネットワークの障害ですとか、デジタル端末の修理などのハード面や、年次更新でありますとか、ソフトのインストールなどのソフト面での対応とともに、授業での有効な活用などもしていただいております。そのようなことで今のところ十分であると考えておりますが、活用できる補助事業などがありましたら、考えていきたいと考えております。

竹本繁夫議員 先日、学校のほうで授業参観をさせていただいた中で、やはり子どもたちも十分使っている。先生も電子黒板というんですか、そういうものを使っておられるところを見ましたら、されておると。ただ、スキルアップというか、そういう次のこと、また、学校間同士のそういうオンライン交換というんですか、そういうこともこれから必要になってくるのではないかなと、そのように思った中での質問であります。

もう1点、大学生の応援給付金事業に対して、11月現在、申請額が270万円の12.5%と、予算に対して大変少ない。なぜこのように申請額が少ないのか、もう少し、中身の条件が難しかったのかなとちょっと思うわけなんですけども、この辺はどういうお考えでしょうか。

企画財政課長 大学生等応援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯所得やアルバイト収入の減少により、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対し応援給付金を給付するもので、給付対象者の要件につきましては、保護者の世帯所得の減少により家庭からの支援が期待できないもの、もしくは、経済的に自立しているものでアルバイト収入が得られない、もしくは、コロナ禍と比較してアルバイト収入が大きく減少し、令和3年度においても大きく改善されないものとしておりました。

申請件数が伸びないのは、保護者の世帯所得の減少、コロナ禍前と比較して20%以上減少している世帯が少ないのと、大学等でアルバイト収入は減少しているものの、家庭から経済的に自立しているもの、これは家庭から授業料以外の支援を受けておらず、家賃や光熱費、その他の生活費を自らの収入で賄っているものになります。家賃など一部を親が負担している場合が多く、ここで該当から外れてしまう方が多くなっております。条件が厳しいと言われればそうなります。

が、この給付金の目的につきましては、家庭からの援助が少ない、または全くなく、自力では大学等の修学が困難な学生に対し応援給付金を給付するもので、そういった学生や家庭が想定より少なかったというのが申請者が少ない原因だと考えております。

竹本繁夫議員　なかなか要件的にどうなんかなど。実際、家庭からの援助がそんなに減らない。そして、親の収入もコロナ禍においてもそんなに影響がなかったのかなという、いいほうの理解で少なかったのではないかなという考え方で理解させていただきたいと思うわけなんですけども、本当に詳細のところは、大学へ行っておる子どもたちは大変しんどく、アルバイトもなかなか見つけにくい中でやっておるのではないかなというのが実態なんでございます。そういうようなところは少しは乖離があると、本当は思っておるところでございます。

次に、乳幼児に、これは6か月から4歳、ワクチンが始まります。発生の予防効果が70%程度だと聞いております。子どもへの接種は大変不安が少なくないと思いますが、強制でなく保護者が納得した上で接種されていると思っておるところでございすけれども、接種券は該当者全てに送付されたのか。今現在、申込み人数は。それを教えていただきたいと思います。

町参事兼ほけん年金課長　乳幼児への新型コロナワクチン接種の接種券につきましては、11月18日に該当者全員の方に発送しております。11月25日から接種予約を開始しまして、現在、9名の方の予約がございす。

竹本繁夫議員　6か月から4歳までということで、副作用の心配も、これはすごくあるのではないかなと思います。どういうふうにワクチン接種を進めていくのがいいのか、また、担当者のほうでも考えていただきたいと思います。なかなか乳幼児自身は、4歳ぐらいになれば痛いとか、ここがかゆいとか、そういう副作用の話は出てくるわけなんですけども、乳幼児というんですか、本当に赤ちゃん、1歳までといたら言葉もしゃべれませんので、そのような方の副作用の相談体制というんですか、それはどういうふうに体制はなっておるんですか。

町参事兼ほけん年金課長　こちら、副反応等があった場合、親御さんに見ていただかないと分からないわけなんですけど、そういった場合、ワクチン接種後の副反応の相談体制としましては、そういった副反応を疑う症状があった場合は、まずは接種医、もしくはかかりつけ医があればかかりつけ医に相談、受診をしていただくということになっております。また、かかりつけ医等による診察後にさらなる対応が必要な場合は、かかりつけ医から専門的な医療機関、兵庫県ですと県立こども病院というふうになるんですけども、こちらを紹介することとなっております。また、県のほうの専用相談窓口もございすので、どこに問い合わせるか分からない場合は、保健センターのほうに問い合わせただければ、そういった相談先については紹介させていただきます。

竹本繁夫議員　そういった副作用は一番なければいいんでございすけれども、そういうふうなことがあれば、本当に親御さんにとって診察していただけたところ、また、相談できるところが、そういう体制ができておるといのが一番安心な、これも子育てにつながってくるのではないかなと思っております。県立こども病院という名前も出ておったわけなんですけども、そういうふうなところまで行くと、すごく親御さんも不安になってくるわけなんですけども、そういうことがないように安心できる、副作用がないように願って、少しでもワクチン接種を推進していただきたいなど、そのように思っているところで、私の一般質問をこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議　長　以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

- 1、コロナでさらに困窮に陥ったシングルマザーへの支援について
- 2、認知症の人が増えることに対する対策について
- 3、LGBTQ+に対する、支援はどうなっているのか

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 失礼いたします。3番、大塚記美代でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず1番目に、コロナで経済的困窮に陥ったシングルマザーへの支援について質問します。

3年前には、学校が一斉に休みとなったりして、シングルマザーで子育て中の人たちは本当に困ったことだと思います。近所で助け合うといった文化も薄れてきてしまい、コロナの影響もあり、誰にも助けを求められずに孤立していったのではないのでしょうか。そして、女性に多くいる非正規雇用の方々は、十分な保障もないまま解雇された方も多くいるのではないのでしょうか。町として、コロナでさらに困窮に陥ったシングルマザーへの支援はどのようにされていたかについてお尋ねします。

まず、現状の把握が必要だと思いますのでお尋ねします。シングルマザー、つまり18歳以下の子育て中の母子家庭は、福崎町に何人いますでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 18歳以下の子どものいる母子家庭といった内容での数字は把握しておりませんので、児童扶養手当を受給されている母子家庭の受給者数をお答えさせていただきます。今年4月時点で121人となっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。121人は子どもの数ということでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 こちらのほうは親御さん、お母さんの数でございます。

大塚記美代議員 121家庭ということですね。かなりぱっと聞いただけでも多いように思いますが、ここ数年のその人数の推移というのは分かりましたら教えてください。

町参事兼ほけん年金課長 先ほどと同じ児童扶養手当の母子家庭の受給者数ということになりますけれども、平成30年度で121人、令和元年度で116人、令和2年度で122人、令和3年度で119人となっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、そのシングルマザーの経済的な困窮状態については、町としてはどのように把握しておられるのか教えてください。

福祉課長 子育て中のシングルマザーの困窮につきましては、兵庫県の事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金事業がございます。それで福祉課で相談を受けております。内容は、母子家庭の母などが扶養する児童が高校、大学、大学院、専門学校などに進学する際に必要な資金を無利子で貸付けを行うものでございます。

大塚記美代議員 まず、非課税世帯のシングルマザーが町内に何人いるか分かりますか。

税務課長 18歳以下の子育て中のシングルマザーのうち非課税者が何人あるかは把握しておりませんが、参考としまして、個人住民税には子どもの年齢要件はありませんが、子どもを扶養するひとり親である所得が135万円以下の方は非課税となります。令和4年度の対象者は88人で、そのうち女性は81人となっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。やはり女性が多いのかなという回答でした。

そのシングルマザーという規定が適当でなければ解釈は自由にさせていただいてもいいんですが、経済的支援は、今のところ私の理解しているものでは、児童扶養手当と医療費助成というものですが、それ以外にどのようなものがあるの

か教えてください。

福祉課長 シングルマザーに限りませんが、困窮者という定義でいきますと、福崎町社会福祉協議会が実施しております緊急援護給付金、また、奨学資金の給付などがございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

さらにその支援を受けていても困窮している人に対しては、どのように把握しておられますでしょうか。

福祉課長 生活保護につなぐ際には、その支援を行い、生活保護までではないが生活が困窮している世帯には、これもシングルマザーには限りませんが、住居確保、家計の改善、就労支援などの支援を、兵庫県が生活困窮者自立支援事業として行っております。町は、県の委託事業者でございます特定非営利法人神戸冬の会や企業組合労協センター事業団に相談者をつなげております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。今ちょっと初めてそのお名前を聞いて、認識していないので教えていただきたいのですが、その県の委託事業の特定非営利活動法人神戸冬の会と企業組合労協センター事業団について、ちょっと簡単な説明をお願いします。

福祉課長 こちらは生活困窮者自立支援事業というものがあまして、先ほど申しました生活保護まではいかないが、そこまですなりそうな人を何とか助けるというふうな事業で、福祉事務所設置の市は市が実施しております、町域では県が実施することになっております。この特定非営利法人神戸冬の会、企業組合労協センター事業団という組織が、そういったワーカーさんというか専門の方を置いておられて、県が委託しております。ですので、相談に来られた方は、その団体に連絡して、支援員さんが来られて、いろいろなお手伝いをすると、そういった形でございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。支援員さんが来ていただけるということで安心しました。

次に、町の福祉課窓口相談に来られた母子家庭の方は何人いたか教えてください。

福祉課長 先ほど申し上げました貸付け、母子父子寡婦資金貸付の相談を町で受け付けておまして、件数は、令和3年度が6件、令和4年度が1件、現在のところ1件でございます。

大塚記美代議員 まだ令和4年度は1件ということですが、これから年末に向かって増えていくのではないかなと思っていますので、対応に来られたらよろしくをお願いします。

次に、小中学校では、貧困家庭はどのように把握しておられますか。また、その支援体制はどのようになっていますでしょうか。給食費の免除とか、学習用品の支援というのは把握していますが、さらに貧困家庭を把握した場合、どのように福祉課と連携しているのか教えてください。

学校教育課長 毎年4月に、各学校を經由しまして保護者から就学援助費の申請を受付し、給付決定などを行っておりますので、就学援助費の対象となる児童生徒は把握しております。その支援の内容につきましてですが、給食費の実費給付、学用品費のほかに入学金学用品費や修学旅行費、PTA会費、卒業アルバム代、今から申し上げますのは中学校のみになりますけれども、生徒会費、クラブ活動費、英語と漢字の検定料を各1回給付しております。

福祉関係課と連携する場合につきましてですが、ヤングケアラーが疑われる場合でありますとか、家庭の経済状況が子どもたちの学校生活によく影響を与えているのではないかとと思われる場合に、保健センターにあります、ふくさきっ

こステーションなどと連携することをしております。

福祉課長 福祉課からの支援です。福祉課からは、福崎町母子・父子家庭等就学就業助成金の支給制度があります。母子家庭などの児童生徒が小学校、中学校に入学、中学校を卒業する際に助成金を支給するものでございます。

大塚記美代議員 いろいろ様々な手厚い制度があることを聞いて安心されたご家庭もあるのではないかと思います。ちょっとこれ質問の通告に書いてなかったんですけど、その申請制ということですが、申請しない家庭で、子どもさんの状況を見て、服装とか食事の状況とかで貧困、困窮しているのではないとかか把握されるようなことはないのでしょうか。

学校教育課長 全児童生徒の子どもさんに申請書類、説明書などを持って帰っていただいて、ご家庭での判断による申請という形を採っております。子どもさんの衣服の状況を見てということではございましたでしょうか。その辺りについては大変慎重に対応するべきかと考えておまして、学校の先生から申請したらどうかという呼びかけが、そのご家庭に大変失礼に当たる場合もありますので、そこら辺りは大変慎重に取り扱いたいと思っております。

大塚記美代議員 慎重にさせていただいたらいいんですけど、やっぱり家庭訪問するなり、ご家族と信頼関係を築くなりして、子どものためになりますので、支援をしていただけたらと思います。ありがとうございます。

次に、社協の婦人共励会について、入っている若い人が少ないと聞いていますけれども、その理由は分かりますでしょうか。また、今、何人の加入者がいるのか、年齢構成も分かればお願いします。

福祉課長 婦人共励会の事務局を担っています福崎町社会福祉協議会に確認したところ、理由は、社協の広報でもお知らせしておりますが、子育て世代でもあり、学校や地域の活動が中心であることから、共励会等の活動の参加までは時間に余裕がないのではないかとのごことでございました。加入者は、現在は20名。平均年齢は69歳でございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。かなり加入者が少ないように思いましたけれども、そこはまた社協のほうに働きかけていきたいと思っております。

次に、申請制度ということですが、相談に来ない人で困窮していて孤立している人という人に対する支援はどのようにしているか教えてください。

福祉課長 これはなかなか難しい問題だと思っております。当事者団体などに加入されておられれば、活動などの集まりの中で変化や困り事に気づき、必要な機関につながることもありますが、全く関係を拒否されているなどの方への支援は課題であると考えております。

大塚記美代議員 なかなか地域の力が必要なのかなと思っておりますけど、これからの課題かなと思いました。

次に、子どもが18歳までは児童扶養手当がありますが、その後の大学や専門学校などの教育に対する支援はあるのでしょうか。

福祉課長 これは、先ほど申し上げました兵庫県の母子父子寡婦福祉資金貸付金がございます。この修学資金につきましては、月額2万7,000円から18万3,000円でございます。償還期間は20年以内、無利子の貸付けでございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。ちょっと貸付けというと将来返さないといけないということで、ハードルが高くなるような気もしますが、償還期間が20年で無利子ということで、少し安心しました。

次に、女性の非正規雇用率は半数以上あり、病気になったり高齢になったり、年金生活になっても年金額はかなり少なく、それだけで生活していくことは困難

なのではないかと思えます。配偶者と死別した場合は遺族年金もありますが、離婚した場合や未婚の場合の貧困率はどのようになっているか分かったら教えてください。

福祉課長 国民生活基礎調査からの数値でございます。2018年、平成30年度の数値でございますが、子どもがいる世帯でかつ大人が1人の世帯、母子父子等世帯になりますが、貧困率48.1%と発表があります。離婚、死別、未婚等、要因ごとの数値は不明でございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

福崎町で生活保護を受けている人の中で、単身女性の割合はどれぐらいあるか分かりますか。

福祉課長 福崎町の生活保護受給者のうち、単身女性は44名でございます。全世帯のうち46.3%となっております。

大塚記美代議員 生活保護をきちっと受けられている方が多いと聞いて安心しました。

さらに、75歳以上の後期高齢の単身女性の貧困率が高くなっているという報告がありますが、数は把握しておられますでしょうか。その貧困率はどうなって、ちょっと分からないとも思いますが、生活保護を受けていない人の場合、経費がかかるために、必要な介護保険制度も受けられていない現状があるのではないかと心配していますが、貧困女性に対する介護保険事業の何か対策はあるのでしょうか。

福祉課長 こちらにつきましては、国民生活基礎調査で市区町村別の数値はありませんでしたので不明でございます。高齢者の単身者、女性に限らずですが、につきましては、困窮者や支援が必要な人については、地区の民生委員から福祉票が提出された場合、必要な支援につなげることができるようになっております。また、介護保険で使われた通所、訪問のサービスを利用された場合は、非課税世帯につきましては町独自の助成制度があり、自己負担された分の2分の1を助成しております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

今後、2040年に向かってさらに単身の高齢女性が増えていくと思われませんが、どのような対策を考えていますか。

福祉課長 シングルマザーに限らず生涯未婚率も年々増加しております。そう遠くない未来には身寄りのない単身者は増加していくと考えられます。その中で、貧困の問題となりますと、やはりいろいろな場所に相談できる体制づくり、このことが一番重要ではないかと考えます。地域の民生委員などに相談していただき、しかるべき機関につなげていってもらうなどでございます。そのためには、お一人暮らしの方についても、常に地域活動に参加していただくなど、元気なうちからお一人様であることを地域の中でアピールしていってもらうことが大事ではないでしょうか。地域社会の中で身近な困り事を相談していただき、高齢になっても孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを行政、社会福祉協議会も含めて考えていきたいと思えます。

大塚記美代議員 いろいろ考えていただいているということで安心しておりますが、単身の高齢女性はかなりの数で、その両親や夫の介護を担ってきた方々だと思われれます。介護のために未婚という場合もあるでしょう。その方々が人生の晩年に貧困にあえぎ、十分な介護も受けられないということがないような施策を今から考えていく必要があると思えますがいかがでしょうか。

福祉課長 質問議員も言われますように、介護を取り巻く状況も数年ごとに大きく変わっていくと思えます。2000年に介護保険制度が始まってから、それらの変化

に対応できるよう、国は3年ごとに介護保険の制度を見直してきています。町の介護保険事業計画や町の施策につきましても、そういった変化を常に注視し、対応できるような制度を構築していきます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。社会福祉協議会とも連携し、住民同士のネットワークを構築して、単身高齢者でも安心して暮らせる福崎町を考えていただいていると感じました。

次に、認知症の人が増えることに対する町としての対策についてお尋ねします。

65歳以上の人で認知症になる確率は5人に1人と言われるようになってきました。福崎町の65歳以上の人口が5,500人ぐらいだとすると、1,000人以上の方が認知症ということになります。介護人材はどれぐらい必要なのでしょうか。まだ今は家族が介護を担っているケースが多いと思いますが、今後は難しくなってくると思われまます。まず、認知症のご家族は、まだまだ病気を隠したりして孤立していたり、介護離職したり、対応に困って家族が精神的に追い詰められたりして苦しんでいるのではないのでしょうか。そんなご家族に対する支援はどのようにされていますか。

福祉課長 地域で認知症の方やその家族を支える場として、認知症カフェを2か所で運営しており、交流の場としての機能があります。また、認知症高齢者等やすらぎ支援事業では、やすらぎ支援員による認知症高齢者の見守り訪問を実施しています。また、地域包括支援センターは、認知症相談支援センターも担っておりまして、令和3年度は41件、令和4年度は、12月8日時点で48件の実績があり、相談を受けたり訪問にて状況把握をして支援をしております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。まだまだその認知症カフェの利用とか、やすらぎ支援員の利用というのが少ないように思いますので、さらに広がっていくことを期待します。

今は家族が担っている介護も多いのですが、今後、単身の高齢者が増え、訪問介護の需要が高まることが予測されます。人材の確保はどうなっていますか。人材確保に十分な体制は取れているのでしょうか、お尋ねします。

福祉課長 訪問介護事業の訪問介護員は、初任者研修の受講が必要となっており、無資格でも働ける通所介護と違いハードルが高くなっています。しかしながら、要支援者に対する総合事業の緩和した基準によるサービスの訪問型サービスAとして、福崎町が実施している、ほのぼの自立支援訪問は、生活援助を中心とした自立支援のための事業で、町の養成講座を受ければ就業できます。この緩和型サービスの利用者は年々増加し、今後も需要が高まることが予測されます。今後も潜在的に介護業界に興味があり、就業したい方の入り口として養成講座を周知し、参加できる機会を増やすなど考えていきたいと思ひます。

大塚記美代議員 ますます発展することを願ひます。

プロの在宅支援に対する介護人材については、どのような育成体制を考えていますか。福崎町で今後、介護人材が不足してくるのではないかという心配があるのですけれども、そこについては町としてはあんまり入れない事業ということになりますか。

福祉課長 そういった専門の介護の従事者につきましても、それぞれ決まった研修とか、国家資格等がございまして、なかなかそういったものは、やはり個人の資格でございまして、町が研修会等を設けてというのはちょっと難しいかなと思ひております。

大塚記美代議員 これから、ニュース等の知識しか、情報しかないのですけれども、外国人に介護を担っていただかなければいけないとか、あるいはロボットを導入するとか、



そういうふうな話も出ていますので、今から考えたり、町としては何か対策を打っていったほうがいいのではないかという気もしますが、ご検討いただけたらと思います。

次に、認知症施設とかヘルパーさんの事業所もたくさん町にはあるのですが、その質の保証について、町の責務はどのように考えておられますか。研修が行われているのかの監督や施設の立入調査などは行っているのでしょうか。高齢者虐待についてはどのような対策がありますか。また、ケアマネジャーの質の評価はどのように行っているのかについてお尋ねします。

福祉課長 まず、町の責務についてお答えいたします。

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービスの提供が求められています。国及び地方自治体は指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、サービスの質の確保や保険給付の適正化が果たされるよう指導に努めなければならないとされています。運営指導は、介護保険施設等の適正な運営の確保のために行う支援及び育成の観点から行われるものです。原則として、指定の有効期間内に少なくとも1回以上、認知症対応型共同生活介護については3年に1回以上の実施が望ましいとされていますが、事業者の任意の協力により実施するもので、強制力はありません。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、施設に入ることによる感染症拡大のリスクがあることから、少し回数は減少しております。指導の際には研修が行われているかのチェック項目がございます。

次に、高齢者の虐待対策についてでございます。地域包括支援センターに高齢者虐待の通報があった場合、職員が直ちに事実確認や立入検査を行い、高齢者の安全を守るための措置、また、権利を守るための措置などを行います。

最後に、ケアマネジャーの質についてでございます。地域包括支援センターでは、ケアマネジャーの質の向上や後方支援のため、自立支援会議にて事例検討、介護支援専門員連絡会にて研修や情報交換、ケアマネジャーからの相談対応等を実施しております。直接的に町や地域包括支援センターが個人のケアマネジャーを評価するような仕組みにはなっておりません。

大塚記美代議員 質の向上については、事例検討会や情報交換会、研修会などでご努力いただいていることがよく分かりました。

しかし、個人的にケアマネジャーが合わないとか、話しにくいというような場合、ケアマネジャーの変更を申し出ることは可能ですか。直接言いにくいと思いますので、直接言いにくい場合はどこに相談したらいいのでしょうか。

福祉課長 ケアマネジャーの変更については可能でございます。その事業者さんに言っていただくか、もし直接言いにくい場合は、役場福祉課、また、地域包括支援センターを通して言っていただければ対応させていただきます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、社会福祉協議会は、今年、第4次福崎町地域福祉推進計画を出されました。社会福祉協議会とはどのように連携していますか。社会福祉協議会との連携で介護人材の育成や、今いる介護職員の定期的な研修などはできないのでしょうか。認知症の介護には、専門的な知識、技術が必要ですし、家族へのサポート技術も必要です。さらに、認知症のタイプによっても介護の方法が違いますから、研修を受けたいと望んでいるヘルパーさんは多いと思っています。しかし、介護人材不足にあえいでいる各施設や事業所に任せている質の保証は期待できないのではないのでしょうか。福崎町に住んでよかった。高齢になって介護が必要にな

っても質のよい介護が保証されていたら、介護保険料が少し上がっても住民は納得するのではないのでしょうか。

福祉課長 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体、社会福祉法人であり、独自の事業、町からの委託事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業などを行っております。社会福祉協議会が計画する地域福祉推進計画においては、主に地域福祉に対する地域での取組を活性化するため、住民、自治会、民生委員等福祉関係者、ボランティア団体などが話し合いをする中で、福祉課題を解決するため、地域のネットワークをつくっていきます。行政は、社会福祉協議会の活動を支援することにより、高齢者の誰もが住み慣れたまちで暮らし続けられる社会、地域包括ケアシステムの構築に取り組むよう連携を行っております。

次に、介護人材の育成の件についてですが、各介護事業所の職員の質については、それぞれの事業所が研修などを通じて向上に努めております。福崎町では、今後の介護需要の高まりと介護人材の不足対策として、総合事業における緩和した基準によるサービスの提供に向けて訪問型サービスの充実を図っているところでございます。そのため、担い手の質を確保するため、先ほども申し上げました養成講座を実施しております。地域包括ケアシステムの構築に向けて、福崎町社会福祉協議会と協働し、養成講座を修了された方が生活支援の担い手として受皿になるような事業を、社会福祉協議会が実施、委託するなど連携をしています。

大塚記美代議員 ありがとうございました。今後も社協と協働し、養成講座の受講者が増えて、住み慣れた地域で楽しく暮らせる認知症の方が増えていくことを期待しています。

議長 一般質問の途中ですが、休憩をしたいと思います。  
再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分  
再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

大塚記美代議員 最後の質問に移ります。

LGBTQ+に対する福崎町の支援はどうなっているのかについてお尋ねします。

性的マイノリティーの人たちの声が大分発信されるようになってきました。先日も、神河中学校で実施された人権教育実践発表会の講演会では、トランスジェンダーの方に実際のお話を聞くことができました。生きづらい現状を訴えておられました。まだまだ声に出して訴えることができない方が多いと聞きました。各学校には、声には出さないけれど、困っている生徒が必ずいるということでした。たとえ1人だとしても、その人の苦痛が分かっているのに何も対策を取らないということは、見殺しにしていることと同じです。

そこで、学校として、どのような対応を考えているのかについてお尋ねします。各学校に新しい多目的トイレもできて、それはよかったと思っておりますが、それ以外の問題について、対策は考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

学校教育課長 男女共同参画の視点からも男女混合名簿を取り入れたり、技術・家庭科や体育の授業について、男女共学で実施したりするなどの取組を行っております。また、希望を聞きながらではありますが、修学旅行での部屋割り、体育の更衣室にも配慮しております。

さらに、思春期支援教室におきまして、講師を招いて、LGBTQについての正しい知識や適切な対応について、各学年の生徒が発達段階に応じて学習をして

います。その中で、性に関する相談についても窓口を設け、生徒からの悩みに対応できるようにしております。相談での悩みに適切な対応ができるよう、教職員も研修により知識を深め、意識を高めております。

大塚記美代議員 更衣室について配慮されているというお答えでしたが、どのような配慮をされているのでしょうか。

学校教育課長 そのような希望を申し出た生徒に対しては、男女別ではない別の部屋での着替えなどをさせております。

大塚記美代議員 水泳の授業についても課題があるのかと思いますけど、水泳の授業について、そういう配慮を希望された場合はどのような対応を考えていますか。

学校教育課長 いわゆる男子生徒の中では泳ぎたくないなどという子どもさんがいらっしゃる場合には、距離を置くなどという配慮になっていくかと思いますが、まだ具体的には、プールについての検討策については、私としては持っていない状況であります。

大塚記美代議員 教職員の研修等を実施されているということでしたが、具体的にこのような場合にどう対応するかということは、そういう事案が発生する前から考えておく必要があるのではないかと思いますけれども、先日の講演会の中で、LGBTQ+の方の中学時代に自殺を考えたことがある人は75%いるという驚きの事実でした。その自殺対策について、何が必要だと考えておられますか。

学校教育課長 LGBTQ+で悩んでいる子どもたちへの支援としまして、与えられた自分の命を大切にするために、自らSOSを出すことの必要性を伝えることや、その相談を受け入れる体制があること。また、周りの友達、生徒、教師が差別意識や偏見を持たず、互いの個性や価値観を理解、尊重することが大切だと思います。またあわせて、道徳や保健体育の時間でも指導することが必要だと考えます。

大塚記美代議員 では、実際に生徒から性的違和感の悩みを訴えられた場合は、学校としては具体的にどのような対応をされるのでしょうか。

学校教育課長 その児童生徒が嫌だと思っていることについて、内容については教師のほうで確認をし、そのような場面ができるだけないような形での配慮をするということで対応していきたいと思っておりますし、先ほど申し上げたように、特定はできないものの、そのような事案に関して知識を深めるという取組をさらに進めたいと思っております。

大塚記美代議員 その対応に大変専門的な技術、知識が必要やと思うんですけれども、相談に対応するための研修会は何回ぐらい実施しているのか。全員の教師が受けているのでしょうか。

学校教育課長 基本的には、学校における相談窓口と先ほど申し上げた中では、養護教諭でありますとかスクールカウンセラーなどのほうで窓口としては対応しております。LGBTQ+に特化したような研修というのはなかなかないのですけれども、今後、そのような視点でも取り組みたいとは思いますが、いわゆる人権感覚の中での教育ということになると思っております。

大塚記美代議員 これからそういう悩んでいる生徒さんが話しやすい雰囲気をつくるためにも必要なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、中学校の制服についてお尋ねしたいと思います。

特にトランスジェンダーの方で、詰め襟の学生服を着ることがとても苦痛だというようなことでした。また、スカートをはきたくないという生徒もいると思います。最近ではジェンダーレス制服ということで、制服業者も選べる制服として売り出しています。この希望については、アンケートなどを行っても、なかなかその当事者はばれるのではないかという危惧から慎重になっているので、本当のと

ころは書かない場合があるかと思われます。その声なき声を酌み取ることも教育者の役割ではないかと思っています。制服によって1人の命が救われることもあります。教育長に、中学校の制服について、どのようにお考えか、ご意見を願います。

教 育 長 学校生活では常に立場の弱い子ども、また、少数者の気持ちを中心に考えて、親身になって取り組むことを常日頃、教育委員会として指導し続けております。また、いじめも含めて1人でも嫌な思いをする子どもがないように、そんな学校にしたいという思いで日々取り組んでいるところです。

現在、制服のことですが、制服の見直しについても視野に入れて校則の見直しを、各小中学校に指示しているところです。一人一人の子どもに配慮しながら、継続した取組で改善しなければなりません。校則の見直しは、その過程も、人権意識の向上という過程も大切にしたいと考えており、また、必要な事項は児童会や生徒会の気持ち、意向、それから、PTA、同窓会など関係機関とも相談や連携しながら進めていかなければなりません。教師主導の早急な制服の見直しは時期尚早の段階だと考えています。引き続き、全ての子ども一人一人の人格の形成を目指して、夢や希望が持てるような教育活動を、各校へ継続して指導したいと思っています。

大塚記美代議員 一人一人の声を聞くために、最近、タブレット端末が全校生徒に配布されていますが、そのタブレット端末で、無記名でアンケート調査をするということはどうでしょうか。

学校教育課長 デジタル端末がありますので、アンケートをすることは可能であります。教師にはその子どもさんが分かるというレベルでは対応は可能ではありますが、現在、学期に一度、ペーパーにより児童生徒へのアンケート調査は每期行っておりますので、子どもたちの意見を聞く体制としては今でも取れておると考えております。

大塚記美代議員 なかなかばれるのじゃないか、もし分かってしまったら生きていけないぐらいに思い込んでいる、思い詰めている人がいるということを考えていただいで、本当に自分の意見を言えるアンケート調査ができればいいと思っているのですが、生徒の無記名のアンケート調査など、保護者に対する無記名のアンケート調査とかも考えていただけたらと思います。

教育長が今、制服については時期尚早と言われたんですが、私が10年ほど前に男女共同参画の計画の委員になったときにも、その話をしたときに、まだ時期尚早と言われたんです。いつがその時期なのかと。やっぱり教師主導でということではないと思うんですけど、世間の状況がそういうふうになってきていますし、市川中学校ではジェンダーレス制服を取り入れられていますし、姫路でも何校か取り入れられているように聞きます。県教委にも確認しましたが、兵庫県下でそういう制服を取り入れるところが何校あるかという調査はしていないということなんです。県教委がその調査をしていないということが、県教委にそういうことに対する関心がないと、私は取りました。やっぱりそういう関心がないということが、もう子どものその、やっぱり誰に言っても理解してもらえない、やっぱり自分1人で悩むしかないんだという風潮になっていくかと思っておりますので、先生とかのほうから、どんどんそういう理解を深めていきたいということを発信していただけたら声も上げやすいかと思っておりますので、制服だけでは当然この問題はなかなか解決はしないと思っておりますけれども、まずは制服からだけでも取り組んでいく姿勢を見せるということが、一人一人を大事にしている教育をしているんだということを生徒に分かってもらえることだと思っておりますので、ぜひもう一度考えて

いただけたらと思いますが、教育長、もう一度お言葉を申し上げます。

教 育 長 10年前と言われたんですが、多分10年前には人権課題としてのこの性的少数者、LGBTQ+の問題はなかったと思うんです。ここ最近言われてきておりまして、ある団体の調査によると、7.6%という調査結果も聞いております。そういうことも踏まえて、7.6%というクラスに、40人学級であれば二、三人はそういった子どもがいるという現状かなと思っております。

そして、時期尚早と申したのは、周りがやっているからとか、ほかの学校がやっているからとかというのではなくて、ほんまに人権意識を高めていきながら、それやったら制服も変えなあかんのちゃうかという気づき、そんな友達がいるんやったら考えようという、そういう高まりを教師のほうで指導しながら取り組んでいきたいと、そこで制服の見直しもしていくというような筋道で考えています。だから、時期尚早と申し上げました。一人一人大事にするというのは変わっておりません。今議員言われたようなアンケートの問題にしても、今、アンケートしても多分書かないんじゃないかと書けない現状がある。周りの子どもも理解してくれないし、先生方もほんまに理解してくれとんやろかということで書けない子どもがいるんじゃないかということで、今、課長のほうが答弁しましたように、原則学期に1回のアンケート、その結果で個別面談、全員やっております。そのような中で、本当に子どもの悩み、苦しみ、思いを吸い上げて相談に乗れたらなというふうなことを今思っております。

大塚記美代議員 まだまだその機運が高まっていないというような現状ですけど、10年前にはその性的マイノリティーの問題はなかったというのは絶対なくて、声あまり出していなかった、メディアでも取り上げられていなかったというだけで、その昔からそういう性的マイノリティーの方は存在しましたけれど、認識されていなかったというだけでして、今現在でも、この制服を着ることが苦痛であって、もしかしたら不登校になっている生徒もいるかもしれないという視点を常に持って、さらに教育に進んでいただいて、なるべく早くそういうことが解消されるように。今、校則のことも考えているということでしたけど、ある本を読みましたが、校則がなくなったら不登校がなくなるのではないかというような発信をされている人もありましたので、そこら辺も考慮に入れていただいて、また学校運営に携わっていただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、石川 治議員であります。

質問の項目は

- 1、名誉町民 吉識雅夫先生の顕彰について
- 2、中学校休日の部活動地域移行について
- 3、学校施設等長寿命化計画におけるバリアフリー化について

以上、石川議員。

石川 治議員 議席番号2番、石川 治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、通告書の第1に入らせていただきます。名誉町民、吉識雅夫先生の顕彰についてであります。

2人の文化勲章受章者を輩出した福崎町において、名誉町民として柳田國男先生、吉識雅夫先生、2人の功績をたたえてはいるものの、外部へのアピールの仕方について、格差が大き過ぎはしませんか。夏休みの課題研究における吉識雅夫

科学賞として、町内における小中学生の表彰はあるものの、これ以外の顕彰について、もっと強く外に向けてアピールをする方法はないのでしょうか。

社会教育課長 吉識雅夫先生の顕彰につきましては、今、議員がおっしゃられましたように、生誕100年に当たる平成20年度に、吉識雅夫科学賞を創設しております。それから、生誕110年に当たります平成30年度、この年に企画展を開催しております。それから、令和3年度、この年に実施しましたふるさと学習におきましては、吉識雅夫先生のお孫さんに当たる吉識肇さんに吉識雅夫先生を解説いただく講演をお願いいたしまして、その講演を録画したDVDを町内の各小中学校に配布しております。そして、学習して子どもたちが書いた感想文、こちらの感想文を各小中学校から提出していただきまして、ご家族の方にお届けしております。それから、外部へのアピールとしましては、町の公式ホームページ、こちらのトップページのほうに、吉識雅夫先生のサイトを設けておりまして、あと、図書館、それから歴史民俗資料館では、吉識雅夫先生を顕彰するコーナーを常設しております。

石川 治議員 今課長が言われましたように、現在のところ、歴史民俗資料館等において、コーナーのほんの一部に展示されているだけで、本当にひっそりとした展示形態でしかありません。以前にご家族からかなりの点数の遺品や資料を頂いてこられたとお聞きしておりますが、その辺はどういうふうになっておりますでしょうか。

社会教育課長 過去には吉識雅夫先生のご遺族の方から資料等を頂いていると聞いております。ただ、吉識雅夫先生の業績を言葉で説明するには、ちょっと言葉では表現が難しく、あと、頂いた資料等につきましても、工学に関する専門書の知識等が必要であるものが多くございまして、なかなかちょっと整理ができていないというような状況でございます。そのため、より多くの方に関心を持っていただくためには、言葉や文字よりも何か映像とかそういうもので、何か視覚に訴えるような展示ができないかということもちょっと考えてまいりたいというふうには思っております。

石川 治議員 今のところ、私も言いました科学賞ができています。それから、企画展をやりました。それから、講演会をしていただきましたというのが、これはもう本当に町内の小中学生対象に発信をしているだけではないかと思うんです。そうじゃないし、もっと吉識先生はこんな研究をされた先生なんですよというのを、もっと外に広くアピールをしたいと思うんです。日本船舶工学の父と言われるほどの研究成果を広められた方でありながら、本当実際、町民にはどれほどの認識をなされているのでしょうか。船舶工学という分野が身近にないから、非常に分かりづらい分野ではあります。私も何十年か前にたまたま訪れた東京の船の科学館で先生の名前を見たようなかすかな記憶があるだけです。

それで、改めて先生の功績を調べてみますと、あらかじめ部材を組み合わせ、溶接して作っておいたブロックを積み重ねて合体するブロック建造法という溶接方法を開発。また、第2次世界大戦後、日本が造船王国と呼ばれ、巨大タンカー時代を謳歌する技術的基礎を提供した。世界の船舶界で海難事故の原因の一つとして恐れられていた鋼板の低温脆性のメカニズムを明らかにした研究は、世界的な評価を得たとありました。

そこで、私からの一つの提案ではありますが、100分の1程度、二、三メートルのタンカーの建造模型やブロック建造法、こういう形でするんですよというブロック建造法が分かるようなそういう模型を製作して、文化センターのロビー、あるいはエルデホールのロビーなどに展示するということはできないのでしょうか。妖怪ベンチを増やすこともよいですが、もう一人の名誉町民の功績をアピールす

る方法は検討できませんでしょうか。

社会教育課長 今、議員からご提案いただきました内容も踏まえて、視覚に訴える展示、コンテンツの充実ということができないか考えてまいりたいと思います。

石川 治議員 こういう建造模型を作って誰でもが見れるところに展示をするという方法、こういうことについて町長、どのようにお考えでしょうか。

町 長 吉識雅夫先生をもっと顕彰していかなければならないという点については、私も同感でございます。その方法もいろいろあるんだろうと思います。ですので、今、議員がおっしゃったようなことも含めまして、どのような顕彰ができるのか、していったらいいのかということのを改めてよく考えさせていただいて、今後、顕彰を進められるようにしていったらいいのではないかなと思います。

石川 治議員 ぜひ今後の検討に入れていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。次に、通告書の第2に移らせていただきます。中学校休日の部活動地域移行についてであります。

令和5年度から7年度まで3年間かけて段階的に地域移行をするに当たり、指導者不足ということも考慮しまして、まず第一段階として西中学校、東中学校の合同で指導する方を設けるという方法を考えますが、可能でしょうか。

学校教育課長 議員言われるとおり、令和5年度から令和7年度にかけて段階的に移行するというスケジュール感の中で、教育委員会としましては、令和5年度では、町内の体育協会などのスポーツ関係の各団体様と協議し、受皿となっただけの組織、また、それに対する課題などを確認し、方向性などを議論したいと思っております。さらに、令和6年度では、指導者や実施主体の確保を行い、令和7年度は、できる部活動から移行していきたいと考えておりますが、今、ご提案いただいた第一段階ということで、東西両中学校合同で指導という形につきましては、令和5年度における議論を受けて、その方向性の中で示されてくれば検討したいと思ひます。

石川 治議員 その検討されていく中でありますけれども、指導者1人で全体を見ていただく、また、現在、西中にある東中がないクラブ、逆に東中にある西中がないクラブにおいても、どちらの中学校の生徒でも参加できる、土日だけを地域のスポーツクラブ的な活動にするという方法はいかがででしょうか。

学校教育課長 部活動の地域移行という名目ではあります、生涯スポーツの一環でもあるという部分もあります。ですので、教育委員会として、想定といいますかイメージしているのは、市川を挟んだ川西、川東で、例えばスポーツクラブ、それぞれが団体として受けていただける場合でありますとか、スポーツ団体によってはなかなか難しいという場合もありますので、その場合は、現在指導している教員が希望すれば、引き続きその教員が、教員としてではなく兼職としての立場で関わっていくでありますとか、様々なパターンがスポーツごとにも想定されている状態ではありますので、議員おっしゃっている部分もスポーツの種類によっては可能ではないかと考えております。

石川 治議員 今、課長言われましたように、今指導している教員がそのまま地域の団体に所属して指導する、当然そういった方も中には出てこようと思ひます。私も今までに聞いた中ではクラブ活動がしたくて教員になったという先生も何人かおられました。そういった方のことを考えましたら、そういう方法もあるのかなと思ひます。ですけども、またそれと逆に、これらの考えとは矛盾するんですけども、中学校の部活においては、現在、週に1日は完全週休制という形を採られていることと認識しております。しかしながら、休日のクラブ活動ということで、それを地域移行するということになれば、今度は生徒にしたら土日も休みなしになって

しまう。生徒の負担がとても大きなものになってしまいます。教員の働き方改革に重きを置いた業務の軽減を図るということでは、今回についてはそういう方針ではあるものの、逆に生徒からすれば負担の増大となってしまいます。こういう辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

学校教育課長 現在、中学校におきましては、部活動の活動指針を定めておりまして、平日に1日、土日に1日、先生の働き方改革による分もありますが、生徒の休養という面も含めて1週間に2日は休むようにという運営で行っております。その中で、その辺りも令和5年度、6年度にかけて協議する中で、部活動の活動指針をかなり超えるような活動については、教育委員会としては調整させていただきたいと思っておりますし、部活動が地域のスポーツクラブの中で継続されていくというスタンスで見ていきたいと思っております。

石川 治議員 この今回の地域移行ということについて考えていきましたら、将来的には部活動というものを学校から切り離して、一つの学校に一つの部活動があるのではなく、町内二つの中学校合同の地域部活動というクラブチームにしていくことこそが教員の働き方改革につながるのではないのでしょうか。そういうふうに思ったりもします。また、そういう辺りにつきましても、今後よろしくご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、次に、通告書の第3に移らせていただきます。学校施設等長寿命化計画におけるバリアフリー化についてであります。

2019年に策定されました学校施設等長寿命計画におきまして、田原小学校で今年度実施設計されているバリアフリー化の内容につきまして、どういうところを計画されているのでしょうか。当初、現場からの意見としてバリアフリー化の不足ということが出ておりました。エレベーターの設置や多目的トイレの増設等も含まれているのでしょうか。

学校教育課長 田原小学校で、今年度、令和4年度で実施予定としておりますのは、実施設計ではなくて、いわゆる概算設計というものであります。田原小学校の長寿命化工事につきましては、令和7年度以降に計画をしております、その実施設計に先立ちまして、令和4年度で概略の設計を実施予定としております。これは、実施設計では反映できない様々な想定を事前に行った上で実施設計に反映していきたいと考えておるものであります。具体的には、今後の児童数の推移に基づく必要な教室数や特別教室の在り方、今言われましたようにエレベーター棟を増築した場合でありますとか、仮校舎が必須になってまいりますので、その設置位置やその費用対効果などを検討することとしております。概略設計の中ではエレベーター等について十分協議もしてまいります、現在、田原小学校におきまして、トイレにつきましては、このたびの改修によりましてバリアフリートイレを校舎1階に設置しておりますのと、体育館にもあります。さらに、スロープ等によりまして、校舎体育館と運動場への移動に係る段差は解消しているというところもありますので、そこらも含めまして、さらなる目でバリアフリー化を進める形の中で概略設計に臨みたいと思っております。

石川 治議員 多目的トイレの増設ということにつきましては、こないだ西中を見せていただいた折に、エレベーターの横に、各階に多目的トイレが設置されておりますので、どの学校もこういうふうになったらいなというふうに見ましたので、そういうところもご検討いただきたいと思っております。

それから、先ほど言いましたように、トイレ改修工事、今年度完了、3校がしましたので、そのうちの西中のトイレを視察させていただきます機会がありました。契約変更によりまして増額した予算になってはしまいましたが、その中で気



になるところが1点あります。床面を乾式にしたために排水トラップをふさぐ工事の追加がありました。しかしながら、特に低学年に多く考えられると思うことですけれども、便失禁をしたときに、乾式の床では、誰がどのようにして拭き掃除をするのでしょうか。ちょっと考えさせられる点かなと思いました。ちょっと遅れて便失禁をしてしまったときに、子どもがすぐに先生に言ってくれればそれでいいんですけれども、そのまま黙って下に落としたままとしたら、みんながわあわあ騒ぐだけで、誰も片づけるということをしてくれないと思うんですよね。そういったときにどういうふうにかんがえられているのかなというふうに思いましたので、どうでしょうか。

学校教育課長 トイレ改修工事に入ります前に、そのトイレの在り方について議論もいたしました。今回させていただいている、今後もさせていただくのが、乾式と言いまして、今、議員おっしゃるようにタイルではなくシート張りであります。以前からありますのが湿式と申しまして、汚れがあれば水で流してきれいな感じになるんですけれども、実際のところ水が残るという部分で衛生的ではないという判断がありまして、最近はまだ乾式が、学校に限らず主流ということになっております。そこで便等が床にあった場合につきましては、基本的には学校の教員のほうで対応していくことになると思います。その便の中に何が含まれるかということもありますが、リスクの高い場合もありますので、それにつきましては、先生方の体の安全も確保しながらの対応にはなると思いますが、乾式のシートの上にある便につきましては、十分防御しながら先生が対応していくことになると思います。

石川 治議員 当然どんな菌があるか分かりませんので、手袋対応も必要ですし、換気も必要ですし、そういったところを考えましたら、またそういう点についても教員のほうでそういう研修もしていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川 治議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

- 1、こども家庭庁の創設、こども基本法の施行にともなう本町の対応について
- 2、空き家対策について
- 3、諸物価高騰と福崎町各種事業補助金交付規則について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 失礼いたします。議席番号1番、三輪でございます。本日最後の5番バッターということで、お疲れのところとは存じますが、一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問でございます。こども家庭庁の創設。そして、こども基本法の施行に伴う本町の対応についてでございます。

こども家庭庁の創設、そして、こども基本法の施行が来年4月1日とされてございます。これまでは子ども関連の多くの施策が複数の省庁にまたがり、そういったところがあって統一的な対応が課題であったと言われてございます。そして、本町も幼保一体の取組をしていただいておりますが、そういった先進的な取組を行っている自治体からすれば、国が追いついてきた部分もあろうと思います。また、こういった家庭庁の創設、そして、基本法の施行に伴いまして、あらゆる場面での子どもの権利の実現に向けた施策が進むことが期待されております。法律とはいいまでも、いまだ多くの事柄がこども家庭庁の創設等々に係る、そういった骨子の一部が示されているとも思います。今はそういった法律なりが、中身がオープンになったところであって、肉づけとも言えるこども家庭庁の職員配置の在り方ですとか、あるいは、予算規模をはじめとした多くの事項が明らかにな

っていないという、そんな環境でもございます。ですが、来年4月というところになっていることから質問をさせていただくものでございます。

まず一つ目の質問でございます。こういった、国がようやくとも言えるこども家庭庁の創設、そして、こども基本法の施行というものをしてまいりました。これらの創設意義、そして、制定意義につきまして、福崎町の捉え方につきましては、どう捉えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

学校教育課長 心身の発達過程にある者が子どもであると定義されており、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、社会全体として子ども施策を総合的に推進することを目的とされております。このことは、子育て支援に力を入れている福崎町の施策とも合致するものであると考えております。

三輪一朝議員 そうすると、本町の施策がより行いやすくなるという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

三輪一朝議員 そうしましたら、今申し上げたように、また、今、課長もおっしゃったようにもつながってくるわけなんです、このたびの改革、庁の創設、あるいは法の施行、これらのことについては、子どもに係る施策において、長年の課題とされてきたと言われている年齢の壁、子どもが必要とする施策ごとの制度の壁、そして、施策を講ずる側と、自治体もそうなんです、関係省庁の縦割りの壁、縦割りは特に国の関係省庁になってくるわけなんです、これらの三つの壁を取り除くというところが主に言われているところの一つではございます。そうしたところで総合的、一体的に支援していくための改革とされているところでもございます。

そして、先進的な部分を取り入れている本町とはいえ、この三つの壁を取り除かれることで、本町、福崎町における教育行政に寄与する事象は、具体的にはどのようなものが想定されますでしょうか。具体的にはまだ難しいとすれば、イメージだけでも結構ですので、課長の思いでもいいのかなという、そういった総合的な判断でお答えをお願いするものです。

学校教育課長 福崎町における教育行政に寄与する事象は何かというご質問かと思いますが、学校教育課におきましては、既に従前から子育て支援センター、認定こども園、学童保育園、さらに、こども家庭庁の管轄ではございませんが、文科省の管轄である小中学校などを所管事務としておりまして、このたび国の機関が集約されることで、各種通知の一本化や事務の明確化が期待されますので、大変喜ばしいと思っております。

三輪一朝議員 つまり、各省庁から来るので煩雑な対応であったというところは、事務サイドとすれば非常に困ったことであったものの一つであったらと思うんですが、それを一本化してきて、教育長をはじめ学校教育課長さんも含めて非常に仕事、また、ひいては子どもさんにとってより望ましいスタイルに結びつけやすいと思うのです。

次に、条文の中身に少し入らせていただくと、この法律の13条第1項には、ちょっと読上げさせていただきますね。国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなさいということがございます。そして、同条の第2項でございます。今は、先ほど国のことやったんですが、第2項には、県及び市町村ということで、同様のことにはなろうと思いますが、県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に

努めましょうというところの条文がございます。この関係機関相互の有機的な連携の確保というところが条文から読み取れるわけなんです、この関係機関相互の有機的な連携の確保について、国の段階、あるいは市町村の段階でも条文ではうたわれているところになってきます。そういったところから、本町における取組を強化・拡充する必要性は、この条文の範疇からにはなりますが、どのようなところで捉えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

学校教育課長 市町村における関係機関という中で、二つ大きく分けて、役場、自治体ではない、いわゆる関係団体といいますか、福崎町では子ども・子育て会議や要保護者対策地域協議会が、子ども施策についての関係機関として活動していただいております。こども基本法の制定とこども家庭庁の創設を機会に、改めてその活動の意味を確認して、子ども施策の推進をしていきたいと考えます。

そして、役場関係課が主体の部分におきましては、こども家庭庁が担う主な事務である妊娠・出産の支援や、母子保健、また、認定こども園や未就学対策、子どもに係る相談や居場所づくり、児童虐待防止や不登校対策など、これまでも教育委員会や保健センター、福祉課などと連携し、施策に取り組んできているものになります。これまでと同様に教育委員会をはじめ関係課との連携を図り、施策を進めていきたいと考えております。

三輪一朝議員 つまり、今の段階では特段、条文が示しているものとはいえ、改めて力を入れてというところまではいかないようにも、今、課長のお言葉から捉えたわけなんです、その点はどうでしょうか。

学校教育課長 まだ、こども基本法における精神といいますか、そこらは改めて確認するとともに、今後、省庁が発足した後から新しい施策なども出てくるかと思いますが、それにつきましては、さらに関係課で協力しながら成果を出していきたいと考えているところであります。

三輪一朝議員 学校教育課長からもお聞きしたように、非常に不明な点が多いというのが現在の状況であるのですが、その中で、見えない中で何をしていくのかというところの準備は難しきと思うのですが、法施行を前提とする諸施策の準備があるとなれば、その必要性の認識は、今の段階でどのようなものなのでしょう。

学校教育課長 先ほど申しましたように、新たな取組があればさらに連携を深めて対応するということではあります、こども家庭庁設置法で示されている事務には、これまで内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省など、様々な省庁に属していた事務が集約されていると思われしますので、そういうことから言いますと、福崎町におきましては、これまでどおり関係各課が連携して進めていくことが大切であると考えております。

三輪一朝議員 新たに国から、これから新たな物事が出てくるであろうと。それをじっくり待つというふうな、そんなところで言い換えてもいいのかもしれませんが、国の、遅ればせながらも肝煎りの庁であったり法であろうと思しますので、十分な対応をお願いしたく存じます。

そうしましたら、続きまして、2番目の項目に移らせていただきます。空き家対策でございます。牛尾議員も関連する質問をされたと思いますが、重複する部分は少し割愛なりさせていただきながら行わせていただきたいと思います。

まず、福崎町のホームページでも、ほかの自治体でもそのようなのですが、空き家バンクをホームページに展開されて、空き家の流通促進、あるいは定住促進というところに寄与されておる、そのことについては、こういった情報の提供に関して申し上げたいと思います。

そして、その中でなんです、先ほどの牛尾議員の質問で、2022年9月末

では362戸という空き家戸数の説明がございました。今年、あるいはそれ以前の経年の経緯についての傾向なりについてもご説明をお願いします。また、その中で危険空家とされる特定空家数の経年推移についてもお示しをお願いいたします。

まちづくり課長 議員言われますように、町では、各自治会にご協力いただきまして、平成27年度からこの空き家実態調査を行っております。空き家の推移でございますが、初年度、平成27年度の空き家数は317軒でございました。その後、毎年十数軒増加傾向にございまして、先ほど言われましたように、令和4年9月現在は362軒となっております。平成27年当初と比べますと45軒の増加を見てございます。

また、管理不十分と言われる危険空家でございますが、こちら、平成27年度では34軒を確認しておりましたが、こちらにつきましても、その後、毎年数軒程度の増減を繰り返しております。令和4年9月ですが、同数の34軒について把握してございます。

それから、その危険空家の中の特定空家と呼ばれるものでございますが、こちらは、現時点で6軒ございます。

三輪一朝議員 先ほど課長からそれぞれの戸数、数字についての説明を受けたわけなんです。こういった数字の年次別の推移について分析、あるいは推定はされていらっしゃるのか。また、していらっしゃったらその結果はどうであったかという点についてご説明をお願いします。

まちづくり課長 先ほど答弁しましたとおり、空き家数については毎年十数軒の増加傾向と申しましたが、もう少し具体的に申し上げますと、毎年度新たに空き家と認定されているものは二十数軒から五十数軒でございます。反対に、除去でございますとか、新たに居住が確認されたことなどにより空き家でなくなったもの、こちらも毎年二十数軒から五十数軒発生しております。それらの差が毎年十数軒の増加傾向となって現れているものだと考えております。ただ、令和4年度、今年度ですが、令和3年度からは4軒減少いたしております。ただ、こちらにつきましては、今後は増加傾向になっていくものというふうに考えております。

町の推定ですが、牛尾議員のときも申しましたが、市街化区域内などでは除去や居住など、比較的流通が行われておりますが、市街化調整区域内では売却ができないなど、次の所有者が見つけないことなどが要因の一つではないかというふうに推定しております。

三輪一朝議員 今、課長からもお話がございましたように、私の在住している集落におきましても同様の傾向が見えるのではないかと思います。その中で、本町といたしましても空き家に対する有効利用策を策定しております。ホームページから引っ張り出してきたんですが、平成28年の空き家再生等推進事業補助金交付要綱というものがございます。こういった要綱では、補助金を交付し、空き家がコミュニティカフェとして活用された事例もございます。本要綱の適用に至った例といえますのは、平成28年以降何件あるのかお示しをお願いします。

まちづくり課長 この交付金を活用されたのは2件でございます。

三輪一朝議員 年数も少したってきているのですが、2件というところの説明がございました。ということで、次の質問にひつつくわけなんです。この要綱といたしましても、なかなか申請者側からすると非常に使い勝手というところからすると難しいのかなというところがございます。目的のところなんです。この要綱は、活力ある地域づくりを図るため、空き家等を再生しようとする自治会、またはまちづくり協議会（以下、地域団体）ということでもくくっております。及び市民活動団体に

対し、町が補助金を交付することについて定めるものというふうなところがあって、こういった公の性格の強い団体、あるいはそういったところが計画するものについての交付金、交付要綱であろうと思うのです。その数字の2件というご回答を頂戴したわけなのですが、何回も申しますように使い勝手が、申請者側から見るとしにくいのではないかと思うのですが、この使いやすいということは、乱発ということも招きかねないという心配もあるのですが、よりその空き家を再生でき得る仕組みについての要綱の改良の必要性についての考え方、あるいは見解についてはいかがなのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 この要綱で、事業の目的は先ほど議員が言われたとおりでありまして、例えば、地域づくりということをやらせていただいております。それがございまして、やはり対象は個人ではなく自治会やまちづくり協議会等の市民団体にさせていただいております。また、この事業は、国が行います空き家再生等推進事業、こちらの補助対象者であることなどの制限も設けさせていただいております。

改正の見解ということでございますが、確かにそういった制限があることにより申請者側から見れば扱いがってが悪いのかも分らないのですが、町としては、今現在の項目は必要な項目として要綱を定め、また、制限をさせていただいていると考えておりますので、空き家の再生等推進事業につきましては、現時点での改正は考えておりません。

三輪一朝議員 一旦制度をつくりますとなかなか変えづらいというところがあって、既に交付金を受けた方々からすると、これを緩めるということにもしするとすると、条件が違うというところ、そういったところが出てまいりますので、非常に慎重な判断が要るとは思うのですが、後で申します空き家の候補生がどんどん増えている関係もあって、この要綱にかかわらずいろんな支援が必要ではないかと思うのです。

次の、空き家の流通促進に関する中身でございます。自治体によりましては、この空き家流通促進ということの中で、空き家の内装、部屋の中です、建屋の中を改造する工事費を補填する、そういった制度、あるいは、空き家の中に家財道具が入ったままになっている場合もあろうことから、空き家の家財道具整理費の補助制度などを設けている自治体もございます。そこまでしても、後に設問としてひっついてくるんですが、自治体による解体を防ぎたいという思惑があらうかと思うのです。こういった今申し上げた内装工事、あるいは家財道具の処分に係る、こういった空き家の流通の促進に寄与すると思われる施策について研究をしたことがあるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 ただ今、議員が言われましたような事業、町の制度につきましては、町長からも以前指示を受けておりまして、近隣の自治体ではあるんですが、そういった制度について調査を行ったことがございます。中身といたしましては、言われましたような購入に対する補助、また、リフォームに対する補助などを行っている自治体のほか、県外ではございますが、空き家バンクを活用した場合などに限られるんですが、家賃補助を行っているような自治体もございました。

三輪一朝議員 そういった研究をしていただいているということで、研究をしていらっしゃるということで得た所感といたしますか、どのような感を持たれたのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 所感といたしますか、そういった制度、補助制度がどの程度流通の促進に対して効果があるのかなど、調べる範囲でございますが、はっきりと特定できない場面も多くありましたので、これらにつきましては引き続き検討していく必要があるというふうには考えております。

三輪一朝議員 そういったほかの自治体の事例の研究ということも非常に大切であろうと思うのです。また、住民もそういった他自治体の制度に非常に詳しいというか勉強していらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、なおさら増えていくであろう空き家に対する視線が集まるとも思うのであります。

次に、今度は自治体に対応を迫られる特定空家、非常に危険な空き家というところの解体に係る中身でございます。こういった危険な空き家の解体に係る全国的な動向では、一旦自治体を経費を建て替えてということにはなりますが、その9割以上が解体撤去費用を回収できないということが現実であると、そういった中身がございます。

それともう一つなんですが、全国的に自治体がこういった危険な空き家に、いわばもぐらたたきに対処しているところが多いと聞いております。その上、こういった危険な空き家の予備軍というのも極めて多数存在していると思います。そういったことで、解体のコストはいずれ自治体のほうに来て、解体撤去費用が回収できずに財政を圧迫するものと想像ができると思います。こういったことから、特定空家、こういった危険な空き家を解体していくというところの後押しをする仕組みが必要な段階にあるとして、解体費用の補助制度を設ける自治体が、兵庫県内でもそこそこ出てきております。本年の4月現在で、少なくとも29の自治体が設定してございます。ただ、本町では比較的空き家の流通が活発でありますところとか、町長も前おっしゃった住みやすいまちという、そういった雑誌なりのそういったところもあって、割と流通が活発でもあります。そういったところから設定していないのであろうとは思いますが、ただ、空き家の流通促進と、流通に乗らなかったそういった物件が、最終的には危険空家としてなっておりますので、そのプラス面とマイナス面を合わせた施策が求められるというところから多くの自治体が、29自治体ということで申し上げましたが、設定されているとも、ほかの自治体の議員さんからもお聞きしたことがございます。

こういったことで、福崎町では、解体を後押しする仕組みが今のところないわけですが、その設定されていない理由について、こういった事由でそうになっているのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 この特定空家、こちらの除去に対します町の補助制度、こちらにつきましては、過去にも何度かご質問いただいております。その際には、空き家は私権に属する財産であり、基本としてはその所有者が責任を持って管理、除去するものであるというふうに答弁させていただいており、その考えについては現在も変わっておりません。ただ、今議員が言われましたように、特定空家が周囲に与えます様々な負の要因、これらのことから、特定空家の除去に対する補助制度を設定している自治体が増えてきているのは確かだというふうに思っております。福崎町におきましても、その特定空家の除去に対する補助制度、こちらの制定につきましては、先ほど申し上げましたように、町長からも指示がありましたので、現在、検討はさせていただいているところでございます。

なお、この特定空家の除去に対してですが、国の補助制度もございます。ただ、その補助制度を活用するに当たりましては、町におきまして空家等対策計画、こちらを策定する必要がございますので、そちらについても現在検討を進めているところでございます。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩したいと思います。

再開を2時20分といたします。



休憩 午後 2時07分



議長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 引き続き質問をさせていただきます。

解体を後押しする制度ということになるのですが、ほかにもそういった後押しをする制度を構築した自治体があるようでございます。その中で、これまで言われてきた中身の中で、こういった解体が進まないのは、解体後に跡地の固定資産税が上昇するという、そういったことが一因とされていることがございます。ですので、空き家等の除却跡地等の固定資産税の減免制度を設けた自治体があるようでございます。かなり踏み込んだ施策であろうと思います。そういった強い思いを感じる施策なんです、これは地名を申し上げますと、新潟県の見附市ということで、新潟市のどちらかということと近所の市でございます。ここでは、固定資産税減免に関する要綱を設けまして、空き家を除却した後、一定期間、数年間ではあります、減免措置を講じております。ほかにも富山県の館山町、あるいは福岡県の豊前市、鳥取県の日南町で行われております。こういった自治体なんです、人口減少なりが一定程度進んでいる自治体であって、福崎町は当該自治体のようにないとは思いますが、こういった後押しする制度が、まちづくり課長のほうからも、ほかにも制度があるよということも説明がございました。こういった研究について、税のところまで踏み込んでいるところについては、全く視点がこれまでとは異なるということであろうと思うのですが、税にかかわらずいろんな視点でのこういった制度、必要となってしまう前の、転ばぬ先のつえという考え方にもなろうとは思いますが、こういった研究を行う必要性についての認識をお願いいたします。

まちづくり課長 議員言われますように、いろんな視点からの研究は大事だと思います。ただ、今言われました税に、減免措置についてでございますが、除去後の固定資産税の減免施策、こちら危険空家の解体でありますとか、除去にはつながっていることもあろうかと思えます。一方、この減免措置と反対に、逆に税の優遇があるから空き家を除去しないのが原因であるため、実態に沿って、住居の体をなしていないような特定空家については、その特例措置を解除するといった動きもございます。これは、特定空家に指定し、勧告を行われますと、今現在建築されている土地の固定資産税について、住宅用地特例が認められない、こういう制度でございます。福崎町では、この特定空家に指定し、勧告を行えば、税の特例措置を解除する、こちらの方向では進めております。

三輪一朝議員 といったことで新しい考え方といいますか、よっぽど悪い状況が進展しない限り、なかなか次のステップに進もうといいますか、新しい考え方というところに結びつきにくいというのは人間の常であろうと思えますので、そういった研究は、なかなか時間もない中であろうと思うのですが、進めてほしいと思うのでございます。

最後の質問に移らせていただきます。諸物価高騰と福崎町各種事業補助金交付規則でございます。

この規則につきましては、これも同じく町のホームページに載っておりますので、出してきております。この中では、自治会の公用設備、つまり公民館の新築及び増改築でありますとか、公民館の耐震化、そして、公民館、村の関係の放送設備、施設の関係。そして、防犯灯の新設。そして、消防の関係ですと、動力ポンプに係る補助等、あるいは消火栓等。そういったことに係る交付規則になってございます。この交付規則について申し上げたのですが、こういった交付規則に

つきましては、助成措置というくくりの中では、受給者におきましては、諸物価が高騰している昨今、いろんな工夫をはじめとして自助努力は当然やっつけらるると思うのですが、限界があって、持ち出し額の拡大に結びついているであろうというところから、公益的性格を規則が持っていることから、この各種事業、補助金交付規則を例として質問をさせていただくものでございます。

同規則におきましては、今申し上げた諸所多くの事業で補助金が交付されていくものでありますが、竹本議員もおっしゃいました、いろんな要因はあるものの、ここしばらくの間に諸物価が高騰しております。食料品、あるいはいろんな耐久消費財につきましても原材料価格のアップなどで高騰している部分がございます。あと、この質問なんです、こういった考え方なんです、こういった規則、いろんな町が交付金を支出していくという規則がありますが、諸物価が高騰している、上昇しているということを反映した補助金額の見直し、また、補助率の見直しの必要性について、どのようにお考えなのか。今のところ3割、4割上がったという、消防ポンプは5割上がったとかというところは聞いていないのですが、どのような状態であれば補助金の交付率、額の見直しとなっていくのか。これも全般的なお話になるのかもしれませんが、その見解についてお尋ねいたします。

企画財政課長 自治会への各種補助金の見直しにつきましては、区長会要望でも出ており、関係課で福崎町と同様の補助事業について、近隣市や県下全町の補助率や補助限度額の調査を行い、比較検討を行いました。その結果、他市町と大きな差はありませんでしたが、実情に合わなくなったものにつきましては、今後、見直しを考えております。

三輪一朝議員 今、課長から実情に合わなくなったものというところで、名前を上げるまでもないとすると、そういった事業がお幾つぐらいあるとの認識でございましょうか。

企画財政課長 自治会補助関係、今でしたら2件ほど考えております。

三輪一朝議員 そうしますと、そういった見直しにつきましても、町当局としては考えていただいているというところでの、前回の私の一般質問の中身でもありました、自治体といいますか自治会のそういった成熟度なりなんなりも含めたところが弱っているといいますか、細っているというところもありますので、自治会をはじめとしたこういった諸交付金につきましても、格段の配慮をお願いして、一般質問を終了させていただきます。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日12月15日木曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時29分